

**平成25年度**

**自己点検評価報告書**

**平成25年6月**

**修文大学**

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 修文大学の建学の精神・大学の基本理念・使命・目的、大学の個性・特色等

修文大学（以下、「本学」。平成 20 年 4 月開学）は、「国家・社会に貢献できる人材の育成」という建学の精神に基づいて、社会の発展と福祉に貢献できる有意な人材の育成に取り組んでいる。

これは、学園の歴史が、昭和 16 年に女子教育の振興と「国家・社会に貢献できる女性の育成」を建学の精神として吉田萬次氏が一宮女子商業学校を設立したのに始まっているからである。この建学の精神については、修文大学を開学する際に、地球規模で推進されている男女共同参画社会の実現という国家的・社会的要請に応えて大学を男女共学とするため、建学の精神の見直しを行い、「国家・社会に貢献できる人材の育成」とした。

この「国家・社会に貢献できる人材の育成」という建学の精神に基づいて、人間を重視し人間の生き方の創造に貢献できる人材を育成し、専門分野における高度の知識と技能を併せ持つ人間教育を行っていくのが本学の社会的使命である。

このような社会的使命を踏まえて本学は学則に「教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有意な人材を育成することを目的とする」と定め、健康栄養学部管理栄養学科における人材育成の教育目的を明確にしている。

健康栄養学部管理栄養学科は「食と栄養と健康に関するより広い高度な専門的知識と技能を持った管理栄養士・栄養士・栄養教諭の養成」を目的に開設した学部・学科で、広く国民の健康の保持増進のための栄養指導、医療におけるケア・マネジメント、食育基本法に基づく食育を推進するなど、「人間重視」の考え方を基本に「コミュニケーション能力を身に付け、学術・教育の高度化に対応できる職業人の育成」を目的とした教育を行っている。

また、高度な知識と的確な実践力を身に付けた管理栄養士を養成するため、施設面では、研究室・準備室を含めた 5 階建ての実験実習棟を建設し、新しい教育機器・備品などを設置して学習環境を整備している。

大学の特色のひとつであるコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するため、教育課程の中に「コミュニケーション論、人間関係論、日本語表現、組織の心理学」などの授業科目を設定し学生に履修させている。

修文大学は、国家社会に貢献することのできる人材の育成を建学の精神とし、学生に職業的・専門的能力を身に付けさせるとともに、教育研究活動を通して、社会的貢献を果たすという大学設置の理念を実現するため、今後は地域社会との連携、協力関係を強めるとともに、高大連携に取り組み、学生の社会貢献活動を支援していきたい。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 F-2】大学案内（4 ページ）

【資料 F-5①】学生便覧（5~6 ページ）

【資料 2-2-1】ホームページ

## II. 沿革と現況

### 1. 修文大学の沿革

修文大学の前身は、下記に示すように昭和 16 年 4 月に創立された一宮女子商業学校に始まる。昭和 30 年には一宮女子短期大学を開学し、短期大学での教育に対する社会的要請に応えてきた。

栄養士養成については、昭和 32 年に一宮女子短期大学家政科が栄養士養成施設として厚生省より認可された。この栄養士養成施設は、平成 4 年に生活文化学科食物栄養専攻と名称変更し、引き続い多くの栄養士を社会に送り出してきた。その後、4 年間の大学教育と専門性の高い管理栄養士に対する社会的要請への対応が一宮女学園にも求められるようになった。そこで、一宮女子短期大学生活文化学科食物栄養専攻の発展的改組を含めて、平成 20 (2008) 年に修文大学（健康栄養学部管理栄養学科：収容定員 320 名男女共学）が開学、同時に管理栄養士養成施設として承認された。【表 F-7】【資料 3-5-1】

昭和 16 年 4 月	「一宮女子商業学校」創立（創立者：吉田萬次）
昭和 23 年 4 月	学制改革により「一宮女子商業高校」を「桃陵女子高等学校」に変更
昭和 30 年 4 月	「一宮女子短期大学」開学、家政科を設置、「一宮幼稚園」設置 「桃陵女子高等学校」を「一宮女子高等学校」に校名変更
昭和 32 年 4 月	家政科が厚生省より栄養士養成施設として認可
昭和 37 年 4 月	保育科を設置 文部省より幼稚園教諭二級普通免許の課程認可
昭和 38 年 4 月	厚生省より保母養成施設として認可
昭和 39 年 4 月	家政科に食物栄養・被服・教養の 3 コースを開設
昭和 43 年 4 月	家政科を家政学専攻（被服コース・教養コース）、食物栄養学専攻に分離
昭和 44 年 4 月	家政学科第三部・幼児教育学科第三部（昼間交替制・修業年限 3 年）の課程を設置 家政科を家政学科第一部、保育科を幼児教育学科第一部に名称変更 「一宮女子短期大学附属藤ヶ丘幼稚園」を設置
昭和 57 年 4 月	短期大学本館（8 号館）竣工（学園創立 40 周年・短期大学創立 25 周年記念）
平成 4 年 3 月	吉田記念館（7 号館）竣工（学園創立 50 周年・短期大学創立 35 周年記念）
平成 4 年 4 月	家政学科第一部を生活文化学科第一部に名称変更 (家政学専攻を生活文化専攻、食物栄養学専攻を食物栄養専攻に名称変更) 家政学科第三部を生活文化学科第三部に名称変更 幼児教育学科に専攻科幼児教育専攻の課程を設置
平成 12 年 11 月	一宮女子短期大学 ISO14001 を認証取得
平成 16 年 3 月	生活文化学科第三部を廃止
平成 17 年 7 月	一宮女子短期大学開学 50 周年記念式典開催
平成 19 年 12 月	文部科学大臣より修文大学の設置認可

## 修文大学

平成 20 年 1 月	修文大学実験実習棟（9号館）竣工
平成 20 年 3 月	厚生労働大臣より管理栄養士養成施設として指定認可
平成 20 年 4 月	「修文大学」開学 健康栄養学部管理栄養学科を設置 一宮女子高等学校を「修文女子高等学校」に名称変更
平成 21 年 4 月	一宮女子短期大学附属一宮幼稚園を「修文大学附属一宮幼稚園」に名称変更 一宮女子短期大学附属藤ヶ丘幼稚園を「修文大学附属藤ヶ丘幼稚園」に名称変更 生活文化学科食物栄養専攻課程及び生活文化専攻課程を廃止
平成 22 年 4 月	一宮女子短期大学を「修文大学短期大学部」に名称変更

## 2. 本学の現況表

・大学名 修文大学

・所在地 〒491-0938 愛知県一宮市日光町 6 【表 F-1】

・学部構成【表 F-2】【表 F-3】

健康栄養学部（学部英訳 Faculty of Health and Nutrition）

管理栄養学科（学科英訳 Department of Nutrition）

・学生数【表 F-4】平成 25 年 5 月 1 日現在

(単位：名)

学 部	学 科	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次
健康栄養学部	管理栄養学科	96	76	71	40
		在学者数		283 (収容定員 320)	

・教員数【表 F-6】平成 25 年 5 月 1 日現在

(単位：名)

学 部	学 科	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	小 計
健康栄養学部	管理栄養学科	13	2	0	2	5	22
		非常勤教員数					
							17

・職員数【表 3-1】平成 25 年 5 月 1 日現在

(単位：名)

大 学 名	事 務 局	図 書 館	小 計
修 文 大 学 (専任職員数)	6	1	7
修 文 大 学 (兼任職員数)	10	1	11
合 计	16	2	18

### 【エビデンス集・データ編】

【表 F-1】大学名・所在地等

【表 F-2】設置学部・学科・大学院研究科等

- 【表 F-3】学部構成
- 【表 F-4】学部・学科の学生定員及び在籍学生数
- 【表 F-6】全学の教員組織
- 【表 F-7】附属校及び併設校、附属機関の概要
- 【表 3-1】教員数と職員構成
- 【エビデンス集・資料編】
- 【資料 3-5-1】学校法人一宮女学園組織図

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的等（2）

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### （1）1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

###### （2）1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

修文大学（以下「本学」という）は前述の建学の精神に掲げた「国家・社会に貢献できる人材の育成」にのっとり、「広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成すること」を学則に明記している。具体的には、「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」を教育理念とし、「学術・教育の高度化に対応した職業人」としての管理栄養士、さらには栄養教諭を育成することを目的としている。

上記の目的を達成するために、「幅広く深い教養と総合的な判断力」と「豊かな人間性及び国際性の涵養」を目指した基礎教育科目の上に、管理栄養士としての資質を付与するための専門教育科目を配置している。専門教育科目においては、栄養にかかわる科学的知識および技術をもとに疾病の予防・治療にかかわることのできる力量や医療チームに参加できる人材の養成をめざしている。さらに栄養学的観点から歪んだ食生活をおくっている人に対して適切な栄養アセスメントや栄養教育のできる力量を持つ教育体制をとっている。【資料F-5①】

今日、少子・超高齢社会が急速に進展しているなかで、本学の建学の精神・理念は、そのまま通用するものであり、社会に貢献・寄与することができる。

とりわけ管理栄養士養成の教育目的をより具体化する上においては、改訂「管理栄養士国家試験出題基準」（平成22年12月）への対応が求められている。しかし、この基準の対応については、本学が設置完成年度に達していなかったため、教育課程を変更することが認められず、平成24（2012）年度より検討をすすめている。とくに、「日本人の食事摂取基準」の考え方を中心とした新カリキュラム体系への改善が十分であるとはいえないが、逐次、着手している状態にある。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神である「国家・社会に貢献できる人材の育成」を踏まえた教育目的は、学則において明確に成文化されている。その目的を達成するための理念や教育方針等は学生便覧等に明瞭かつ簡潔な文章で表現されている。

###### 【エビデンス集・資料編】

【資料 F-5①】学生便覧（5～9 ページ）

**(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学は1学部1学科からなる単科大学であるため、その使命・目的は明確である。また、本学は、開学後、日も浅く、改善というより、使命・目的の深化が求められている。

平成24年3月、第1回目の卒業生を送り出した。第1回の卒業生は28名の内、本学の使命・目的に沿った医療・福祉関係に12名（42.9%）が就職している。今後は、卒業生の進路およびその後の状況、在学生の学習状況を追跡調査することによって、使命・目的の達成度を検証し、その内実化をはかっていかなければならない。【表2-10】【表2-11】【資料F-2】【資料2-5-3】

具体的には、「管理栄養士国家試験出題基準」の改訂に伴う新カリキュラムの編成を検討している。とくに、5年毎に見直しされる「日本人の食事摂取基準」をカリキュラム上でどのように位置づけ、具体化していくかを中心に検討している。すなわち、管理栄養士養成教育に必要な知識及び技術が系統的・体系的に修得でき、効果的に教育効果が上げられるることを目標とし、教育内容を充実させるにはどのように具体化するかの方策について、教務委員会の主導で「カリキュラム検討会」を平成24年度に立ち上げて改善・向上策を検討している。

【エビデンス集・データ編】

【表2-10】就職の状況

【表2-11】卒業後の進路先の状況

【エビデンス集・資料編】

【資料F-2】大学案内（14ページ）

【資料2-5-3】就職ガイドブック（29ページ）

## 1-2 使命・目的教育目的の適切性

### «1-2 の視点»

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

##### (1) 1-2 の自己判定

当初掲げた個性・特色の明示は、基準項目1-2をおおむね満たしている。

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-2-① 個性・特色の明示

本学の教育は、人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成をめざす理念のもとに、少子・超高齢社会に生きる人々の食と健康と豊かな生き方を支えることのできる栄養士・管理栄養士を養成することを目的としている。とりわけ、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力を備えた管理栄養士の養成である。具体的な重点目標は平成24年度学生便覧6ページに示すように、以下のとおりである。

- ① 管理栄養士に必要とされる知識、技能及び態度の基本的能力の育成。
- ② 人体の基本構造と機能の理解に基づいた健康と疾患、食物と栄養の関連性についての知識の習得。
- ③ チーム医療の重要性を理解し、患者と円滑なコミュニケーションを図れる能力。
- ④ 公衆衛生を理解し、保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養及び給食管理サービスのマネジメントを行うことのできる能力。
- ⑤ 健康の維持増進、疾病の予防のための栄養教育を行うことのできる能力。

さらに義務教育課程において食育の推進に関わることのできる管理栄養士を目指す学生に対しては、栄養教諭の一種免許状を取得できるカリキュラムを用意している。【資料F-2】

【資料F-4①】 【資料F-5①】

###### 1-2-② 法令への適合

本学学則第1条に「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献できる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と定めており、これは学校教育法（第83条）に定める大学の目的に適合したものである。

また、設置当初から現在に至るまで、「管理栄養士学校指定規則（栄養士法）」に照らして、教授会を初めとした各種委員会の活動を軸にして規則の遵守を積極的にすすめている。

###### 1-2-③ 変化への対応

近年、食生活の変化に起因する日本人の健康状態は常に変化している。同時に、生活習慣とりわけ食生活と健康に関連する学問分野の発展とともに、栄養士・管理栄養士に求められる専門性・資質は常に変化している。このような変化への対応は、管理栄養士を養成する本学には当然求められる。本年（平成24年）は大学設置完成年度の翌年度である

ことを踏まえ、平成 22 年に改定された「管理栄養士国家試験出題基準」への対応を含めた教育課程の見直しが急務となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-2】大学案内（7～8 ページ）

【資料 F-4①】学生募集要項（1 ページ）

【資料 F-5①】学生便覧（6～9 ページ）

**(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）**

栄養士・管理栄養士に求められる専門性・資質の変化に見合った教授内容の改善は、前述した「カリキュラム検討会」において検討しているところである。同時に、教育科目に対する理解度を深めるために、教育実践方法と学生の資質との関係にも着目した FD 研究の推進と総合的な評価をとおして、学部教育の目標にとってより適切なカリキュラムの改善と体系化を目指している。また、教養教育は、学生の理解度や学力・社会への視野を広げるために、一層深い検討が必要となっている。

以上のような観点から、平成 24 年度に着手した「カリキュラム検討会」において、教養教育分野を含めてカリキュラムの改善及び将来計画を視野に入れて検討を進めている。平成 25 年度の早い時期に、新カリキュラム案を完成させ、平成 27 年度から実施する体制を整えている。

第一に社会における使命を自覚し、進路を選択するために必要な一般的な教養を高め、専門的な技能を習熟すること。第二に社会についての広く深い理解を養い、個性の確立に努めるよう、これに相応しい教養教育を目指すことを目標としている。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### «1-3 の視点»

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

私立学校法において、理事会は学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関と規定しているように、本学においても理事会が教育目的の有効性を保つ最終責任機関である。本学では、理事長、学長、法人事務局長、学部長、学科長、大学事務局長（兼教務課長）、大学事務局次長（兼就職課長）、総務課長（兼学生課長）、入試広報課長が出席する連絡会を月1回開催して、理事会と大学の教員・事務職員との意思疎通を図り、教育目的が遅滞なく実施できるようにしている。

教授会は、学長、教授、准教授、専任講師で構成し、教授会で必要と認めた場合はその他の職員を加えることができると、教授会規定3条に規定している。この規定に基づき、現在の教授会は、学長を議長とし、現員である教授、准教授に助教を加えて構成されている。本学の教育課程に関する事項、教育の改善に関する事項、学生に関する事項等の審議機関であり、教育の使命・目的の理解・再確認の場としての機能を果たしている。

また、必要に応じて教授、准教授、専任講師、助教、助手で構成される連絡協議会を開催し、学生の教育に直接携わる全員の意思疎通を図っている。

さらに、事務職員は、学部長、学科長をはじめ各教員との連絡を密にとり、大学の管理・運営の円滑化に努めている。

以上述べてきたように、本学の使命・目的および教育目的を達成するために役員および教職員との理解と支持を得られるような努力を常に怠らないようにしている。【資料F-9】

##### 1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、大学が刊行する文書およびホームページ上への掲載により、大学の内外へ広く周知を図っている。

ちなみに、大学の建学の精神および使命・目的は、大学案内およびホームページ上に明示している。学則は、毎年作成される学生便覧に掲載するほか、ホームページ上にも掲載して情報の開示を図っている。学生便覧は、学生・教職員に配布され、学生や教職員が日常的に目に触れるように配慮している。【資料F-2、資料F-5①、資料2-2-1】

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### A. 中長期的な計画

本学の基本的な使命・目的は、「社会に貢献できる人材の育成」であり、食をとおして健康で豊かな生き方を支えることのできることが基本的信念である。それを達成するためには、学科の教育使命は、実践の場で活躍できる力量を備えた管理栄養士がどのように育成されているかを評価する必要がある。現時点では確固たる有効性を十分に示すことはできないが、中長期的な計画を再構築し、その計画の実現に向けて努力しなければならない。なぜなら、食生活の変化に起因する日本人の健康状況の変化とそれらに関連する学際的な学問分野の著しい発展は、管理栄養士養成における教育の変革が常に求められるからである。このような状況に対応した教育内容の変革については、教授会を軸にして検討の場を設けていく予定である。

#### B. アドミッションポリシー

本学のアドミッションポリシーは、建学の精神に基づいた使命・目的にそって「少子・超高齢社会に生きる人々の健康と豊かな生き方を支え、食生活や栄養に関する科学的な知識・技術に基づいた指導を行うことができる優れた栄養士・管理栄養士を養成することを目的とする。」としている。したがって、入学に際しては、管理栄養士職への強い就職希望をもつ人材を求めている。【資料 F-2】【資料 F-4①】【資料 2-2-1】

#### C. カリキュラムポリシー

本学が目的とする管理栄養士養成を達成するために、管理栄養士国家試験の受験資格に必要な科目が履修できるカリキュラムが設定されている。そのカリキュラムは、基礎教育科目、専門教育科目（専門関連基礎分野）、専門教育科目（専門基礎分野）、専門教育科目（専門分野）から構成される。このカリキュラム構成は、基本的に管理栄養士が学ぶべき内容の管理栄養士国家試験出題基準に沿ったものである。本学では、いわゆる教養科目として、基礎教育科目と専門教育科目（専門関連基礎分野）を設けている。基礎教育科目では、人文社会科学分野の科目、外国語、保健体育等の科目の他、管理栄養士に必要なコミュニケーション能力を高めるために、基礎教育科目において人間関係に関する科目 4 単位を必須としている。また、専門教育科目（専門関連基礎分野）において基礎化学を 2 単位、同実験を通年で 2 単位を課すことによって、栄養など生命現象についての化学の基礎に則って理解できるようにしている。このように基礎教育科目と専門教育科目（専門関連基礎分野）の上にたって、管理栄養士に必要な科目を有効に習得できる体制をしている。

管理栄養士に加えて栄養教諭免許取得を目指す学生を対象として、教職科目を開講している。このことによって食育の側面に広がりを持たせたカリキュラム構成にしている。【資料 F-5①】【資料 2-2-1】

#### D. 卒業要件

第一に、管理栄養士としての専門性を高めるために、卒業には管理栄養士国家試験出題基準に沿った専門領域科目の習得が必要である。これら専門領域の科目に加えて、学士力を担保するために、専門演習と卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ（卒業論文作成を含む）を課している。専門演習ではそれまでに学んだ専門領域の科目の内容をさらに深めるために、ゼミ形式の授業を実施している。卒業研究では専門領域の科目と専門演習を基盤とし、連携をもたせながら自らがテーマを設定し、卒業研究を計画・遂行して卒業論文を作成すること

になっている。このように、本学では大学設置基準第32条第1項に定められた124単位以上を取得することに加えて、卒業研究Ⅰ・卒業研究Ⅱに伴う発表および卒業論文の合格を卒業要件としている。【表2-8】【資料F-5①】

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的および教育目的を達成するため、管理栄養士養成施設として必要かつ適切な教員を配置している。また、1学部1学科のため学生定員が多くないことは、学生と教員とが密にふれあうことのできる利点となっている。したがって、教員研究組織の構成と教育目的の実現の整合性は、充分に保たれている。

##### 【エビデンス集・データ編】

【表2-8】年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

##### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-2】大学案内（4ページ、6ページ）

【資料F-4①】学生募集要項（1ページ）

【資料F-5①】学生便覧（5~6ページ、7~9ページ、12~17ページ、18~20ページ、53~64ページ）

【資料F-9】修文大学規程集（教授会規定）

【資料2-2-1】ホームページ

#### （3）1-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、管理栄養士に求められる社会的ニーズを教育目的、具体的な教育内容に反映させられるように改善することが求められている。そのため、FD委員会を中心とする教育実践に関する検討を踏まえて構成員全員で論議している。さらにカリキュラム検討会ではカリキュラムの改定など具体的な改善・向上方策の検討に取り組んでいる。

##### 【基準1の自己評価】

本学は、学校教育法を基本として、使命・目的および教育目的を学則に明確に定めている。この中には建学の精神「社会に貢献できる人材の育成」に則り、「学術・教育の高度化に対応した職業人の育成」を目指す教育課程として具体化され、その意味・内容は簡潔な文章で明確に示されていることは評価できる。

使命・目的及び教育目的は、法令の定めに適合させつつ、小規模大学という本学の特徴を活かした教育体制となっている。また、教授会を中心に「自己点検・評価委員会」「FD委員会」等において、適切な自己点検・評価活動、FD活動を実施し、管理栄養士の専門性の変化への対応にも当たっている。このように組織的回路を整備し、役員・教職員の理解と認識が共有されるものとしている。

本学は、開学後5年目と歴史が浅いが、大学完成年次までの経験を総括しながら、さらなる改善に向けての計画を検討している。その中で、日本人の健康状況の変化と関連する学問分野の発展に対応できる教育組織の構成等、制度的な改善にも取り組んでいる。

**基準 2. 学修と教授****2-1 学生の受入れ****«2-1 の視点»****2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知****2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫****2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1) 2-1 の自己判定**

基準項目 2-1 を満たしている。

**(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）****2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知**

本学の入学者の受入方針は、建学の精神に基づき、「少子・超高齢社会に生きる人々の健康と豊かな生き方を支え、食事や栄養に関する科学的な知識・技術に基づいた指導を行うことができる優れた栄養士・管理栄養士を養成することを目的とする。」と明確に定めている。このポリシーは大学案内、ホームページに掲載し、周知を図っていることは前述のとおりである。学生募集要項においても、このポリシーを冒頭に掲載して、受験生に周知を図っている。

大学の学生募集要項と大学案内は、広範囲の高等学校等に配布している。東海・北陸地方を初めとする地域では、高等学校を訪問して学生募集要項、大学案内を配布し、入学者受入れ方針について説明している。本年度、学生募集の説明のために訪問した高校数は、表に示した通りである。

**〈県別訪問高等学校数（平成 24 年度）〉**

(単位：校)

日程	愛知	岐阜	三重	静岡	長野	滋賀	石川	富山
6/11～	180	75	44	16	16	14	10	20
9/18～	180	75	44	16	16	14	10	20

高等学校の教員に対しても、本学の学生募集についての説明会を下表のように愛知、岐阜、三重の 3 県で実施している。

**〈高等学校教員に対する説明会実施状況（平成 24 年度）〉**

日程	実施場所
5月 31 日	愛知県一宮市（本学）
6月 1 日	三重県四日市市
6月 4 日	三重県伊勢市
6月 5 日	愛知県名古屋市

## 修文大学

6月6日	岐阜県岐阜市
6月7日	岐阜県高山市

年に6回開催しているオープンキャンパスでは、キャンパスを公開し、学部学科の教育目標、教育理念、カリキュラムについて、大学案内の他にパネル展示などで紹介している。さらに、大学の授業を高校生が実際に体験する機会として、「模擬授業」を実施し、本学のカリキュラムの理解を促している。さらに、オープンキャンパスと大学祭においては、受験生だけでなく、保護者に対する説明も同時に実施している。【資料2-2-1】

### 〈本学における高校生とその保護者向け説明会（平成24年度）〉

日程	行事
6月17日	オープンキャンパス
7月22日	オープンキャンパス
8月4日	オープンキャンパス
8月5日	オープンキャンパス
8月18日	オープンキャンパス
9月16日	オープンキャンパス
10月13日	大学祭
10月14日	大学祭

高校内で行われる進学説明会や大学見学会など、高校生に直接接する機会を積極的に活用している。これらの機会では、キャンパスの様子や教育内容を説明し、模擬授業によって教育内容の理解を促すようにしている。また、在学生が母校を訪問し、本人の近況報告を兼ねて、本学の教育内容を紹介する試みを平成21（2009）年から継続して実施し、高校生・在学生双方から好意的に受け止められている。

### 〈学外における高校内進路説明会（平成24年度）〉

日程	高校名	所在地
6月14日	暁高校	三重県四日市市
6月19日	愛知県立三好高校	愛知県みよし市
9月19日	多治見西高校	岐阜県多治見市
10月10日	愛知県立春日井東高校	愛知県春日井市
10月12日	修文女子高校	愛知県一宮市
10月30日	愛知県立三好高校	愛知県みよし市
12月13日	愛知県立南陽高校	愛知県名古屋市
1月23日	愛知県立鳴海高校	愛知県名古屋市

2月21日	愛知県立春日井商業高校	愛知県春日井市
-------	-------------	---------

## 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、表に示すようにAO入学試験、推薦入学試験、学力による選抜試験を実施している。このように、選抜方法を多様化することによって志願者の受験選択を広げ、より多くの学生を受入れられるように努めている。

〈平成25年度入学試験の試験区分〉

試験区分	試験回数
アドミッションオフィス（AO）入学試験	I期・II期
公募制推薦入学試験（専願方式）	I期・II期
公募制推薦入学試験（併願方式）	I期・II期
大学入試センター試験利用入学試験	I期・II期・III期・IV期
一般入学試験	I期・II期・III期
一般入学試験センタープラス方式	I期・II期
社会人・留学生・帰国子女入学試験	I期・II期

AO入学試験は、管理栄養士の専門教育に対する理解が深く、学習意欲の高い学生、とりわけ管理栄養士職への就職希望の強い学生を選抜する試験である。推薦入学試験では管理栄養士の専門に関わる事項を課題とする小論文を課し、管理栄養士を学ぶのに適した学生を選抜する試験である。学力試験を本学で課す一般入学選抜試験の一つは、数学、化学、生物の中から1科目を選択することを必須とすることによって、管理栄養士に必要な自然科学の素養を持った学生を選抜する試験である。このように、管理栄養士を目指すのに、適性がある選抜試験を実施している。【資料F-4①】

入学者選抜全般に関しては、学則第1章第4節第9条（教授会）により設置されている入試委員会において、入学者選抜の実施方針、学生募集要項に関する事項等が審議され、教授会で決定される。また、入試委員会の管轄下で入試問題の作成および答案の採点を行い、合否判定資料を作成する。この合否判定資料をもとに、教授会で合格者を決定する。

それぞれの入学試験区分毎に試験実施本部を設置して入学者選抜の体制を整備し、入学試験実施要項にしたがって公正かつ厳正な体制のもとに入学試験を実施している。

合否発表時期の早いAO入学試験、推薦入学試験の合格者を中心に、入学までの学習意欲の継続、向上を図るために「入学前教育プログラム」の受講を勧めている。平成24年度は、AO入学試験・推薦入学試験合格者の61.4%、一般入学試験合格者の36.4%（全入学者数の33.3%）が受講し、「学習意欲の継続・向上につながった」との意見が多くあった。

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

上述のAO入学試験、推薦入学試験、本学で学力試験を課す一般選抜試験に加え、大学入試センター試験を利用する選抜試験を併せ、多様な試験方式を設定している。AO入学試験、

推薦入学試験については2回、本学で学力試験を課す選抜試験については3回、大学入試センター試験を利用した選抜試験を4回設定し、受験機会を多くしている。さらに、社会人、帰国子女、留学生を対象とした募集も実施している。その結果、開学当初は学生定員を満たすことができなかつたが、平成23年度以降は学生定員を満たすことができるようになっている。【表2-1】【表2-2】

〈入学者数の推移（過去6年間）〉

年 度	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
入学者数	34	37	42	76	81	96

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-4①】学生募集要項（3～16ページ）

【資料2-2-1】ホームページ

#### 【エビデンス集・データ編】

【表2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【表2-2】学部、学科別の在籍者数（過去5年間）

#### （3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

広報活動と本学への受験状況との関連についての調査とともに、学生の入学後の学業成績と入学試験の方法・成績および高等学校における学業成績との関連の追跡調査を実施し、より適切な学生の募集方法について検討している。具体的には、アドミッションポリシーに沿った入試制度と試験内容の見直しを進め、受入体制のさらなる検討を始めている。

これまでの入学者受入れは、学生定員を満たすことに力点がおかれて、入学者の学力が入学試験によって十分担保なされてこなかつた。そのため、学則に示す「広く知識・教養を身につけ、深く専門の学芸を教授研究できる」能力を身につけさせ、「学術・教育の高度化に対応した職業人」としての管理栄養士を育成するには、基礎学力が十分とはいえない学生を受け入れざるを得なかつた。今後は、学力試験である一般入学試験等による入学者の割合を増加させ、学力試験を課さない推薦入学試験による入学者の割合を減らすことを図っていきたい。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

大学に期待されている役割は変化している。現状では大学が担う社会貢献（地域社会・経済社会・国際社会等）の重要性が強調されるようになってきている。言うまでもなく本学の健康栄養学部は、日本の健康政策を推進するために貢献することが求められている。

管理栄養学科の教育課程は、「健康日本 21」に掲げた目標を達成するために、「健康と食」をとおして疾病の一次予防、二次予防、三次予防に貢献できる管理栄養士養成をめざすものである。そのため、講義・演習・実験・実習と併せて学外での実習も体系的に学修し、高度で専門的な実践力を養うことができる教育課程を編成している。そして大学設置基準第 19 条及び第 20 条を遵守し、国民の健康を総合的かつ計画的に推進することである。

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教育課程の編成に即した授業科目の開設については、「授業科目一覧」および「授業計画（シラバス）」に示す。また、管理栄養士養成課程として、専門的能力を高めるために、基礎教育として「コミュニケーション分野科目」および「専門関連基礎分野科目」を必修または選択科目として配置し、基礎専門分野科目から専門分野科目への発展を図っている。とくに分野・科目間の関連をはかりながら学習できる教育課程の編成をしている。さらに、専門的能力を特化させるために「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」を必修とし、「卒業研究」は 4 年間の学習を集大成するものとして位置づけ、「卒業論文」作成を必修としている。【表 2-5】【資料 F-5②】

##### 【エビデンス集・データ編】

##### 【表 2-5】授業科目の概要

##### 【エビデンス集・資料編】

##### 【資料 F-5②】授業計画

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

管理栄養学科における卒業後の進路は、管理栄養士の資格を生かした臨床栄養、福祉栄養、フードマネジメント、食品開発関連分野が選択されている。こうした進路は管理栄養学科の教育が、実地に即した実験・実習・演習教育に関連するものであることが反映されている。

また、管理栄養士国家試験受験に際しては、社会的な使命を自覚させ、これに応える能

力を高めるための集団指導および個別指導を徹底させている。しかし、平成23年度に第1期生が初めて国家試験を受験したが、結果は摶々しいものではなかった。学生の学力不足は、開学当初より指摘されたことであり、この間、教員の授業への取組みの姿勢や工夫・改善、国家試験対策講座、学生へのきめ細かい個別指導など、その対応や対策も適宜実施したが、結果には十分に反映されているとはいえない。今後、改善の余地が残されている。

学生の学力や理解度のレベルへの対応に関しては、現行の教育課程、教育内容や教育方法、学生のニーズやレベルへの適合性などについて精査し、教育課程と教育方法の改善のための見直しが必要であると認識している。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

管理栄養学科の教育は管理栄養士養成教育を基盤としているが、教育理念と学力の統合が困難な傾向になりがちであり、さらに検討の余地がある。そのため、平成24年度より着手した改訂「管理栄養士国家試験出題基準」をもとにして、教育科目を見直し再検討したものを見直し、教育課程を再編成するとともに、平成27年度入学生より実施できる体制を整備している。また、教育科目の整備だけでなく、管理栄養士専門基礎科目分野および専門科目分野の理解を容易にするために習熟度別の開講を検討することも考えられる。

## 2-3 学修及び授業の支援

### «2-3 の視点»

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働による学生への学修支援および授業支援に関する方針・計画・実施体制は教授会のもとで構成されている各種委員会を中心に審議し、教授会の審議を経て決定されている。決定された事項は、専任教員と職員の協働により、教務委員会を中心に、クラス担任および教務課をはじめ関係部署の教員と職員が協働体制のもとで学習および授業の支援活動に当たっている。現在のところTA(Teaching Assistant)は導入していないが、学科に所属する5名の助手(修士課程修了)の援助を得て、授業の充実と満足度向上を図っている。【資料F-9】

学修支援および授業支援に関しては、学科を基本組織として教授会のもとでの教務委員会等で全体との調整を図りながら具体的な対策をとっている。とくに、科目間のつながりやバランス等については、適宜、連絡を密にして具体的に解決できる方策をとっている。

「授業計画(シラバス)」は、毎年、内容等を再検討し、全教科担当者に向けて、学修条件等についてなるべく、学生が理解しやすいような記載に改善するとともに、それらが授業改善と同時に学生の学習意欲向上に結びつけられるよう要望している。さらに「授業計画(シラバス)」には「オフィスアワー」を明示することにより、学生の自学自習に際し、積極的に対応できる機会を設けるように各教員に要望し、実施されている。【資料F-5②】

教育課程に関わる内容および学生への支援体制については、教務委員会で検討された上、専門及び専門基礎担当教員を含めた拡大教務委員会に提案され、十分に審議されたものを、教授会に諮り審議・決定され、実施に移されている。また、学習や授業支援に関わりの深いカリキュラムについては、「カリキュラム検討会」を設け短期的・長期的な目標を立て取り組んでいる。

前・後学期はじめには各学年別にオリエンテーションを実施し、具体的な履修指導をしている。このオリエンテーションにはクラス担任が中心となり、資料作成および実施運営には教務課職員が全面的に関わるとともに、履修登録に関わる質問なども教務課職員が対応している。また新入生に対しては、大学生活のスタートに当たって修学およびコミュニケーションが円滑に図られるように工夫しながらオリエンテーションを実施している。

新入生の学修指導については、入学前から学習習慣をつけるために入学前学習プログラムの履修をもとめている。特に、推薦入学試験およびAO入学試験では、高校において化学・生物を未履修で入学する新入生がいるので、化学・生物の入学前学習プログラムの履修を

求めている。さらに、3月に本学の学修内容に関わる模擬授業を実施している。このような入学前に勉学の機会を与えることによって、入学後、円滑に勉学に溶け込めるようなプログラムを試みている。

入学後の教員による新入生の学修指導については、クラス担任教員が入学後の適切な時期をみて一人ひとりの学生に対して面接を実施しきめ細かい指導に当たっている。管理栄養士養成課程である管理栄養学科は、規則で定められた必修単位数が82単位と多いため、初年時から学生と密接に関わる指導を徹底し、単位修得不足が生じない環境づくりに配慮している。しかし、高校での化学・生物の履修不足から1年次の科目においても理解度に問題がみられ、苦手意識が認められる。この苦手意識を克服するために、早期に入学が決定するAO入試・指定校推薦入試の入学手続き者に対して、高校での授業を3年次の最後まで履修すること、化学については事前学習として教材を指定し指導を行っている。また、1年次前期において化学の補習授業を開講し、栄養学や食品学を履修するうえでの基本的事項について理解を深めるような指導を実施している。

さらに、授業での理解度が低くつまずきのある学生を支援するために、クラス担任制を設けて、履修方法の指導を始めとし、学生生活全般にわたる相談、指導、支援の体制をとっている。しかし、成績不振者（退学者・留年者）対応は、改善の余地が残されている。現在、成績不良による退学希望者および留年者への対応は、クラス担任による面談を実施することにより解決を図っている。退学者の防止策としては、学生による授業評価を尊重し、FD(Faculty Development)活動を活発にすることで、より魅力のある授業を行うとともに各教職員による個々の学生に即した指導が不可欠となっている。組織的な対応や教職員全体の情報共有化などは十分に図られるまでに至っていない。【表2-1】【表2-4】

3年次の管理栄養士臨地実習においては、臨地実習の履修条件をもうけ、より質の高い臨地実習での体験学習が実現することを目指している。しかし、平成25年度における愛知県下の管理栄養士養成施設（大学）は12施設を数え、臨地実習受け入れ先の数と条件は厳しいものになっている。【資料F-5①】

3年次後期に開講される「専門演習」は、4年次の「卒業研究Ⅰ」および「卒業研究Ⅱ」（卒業論文の提出を課している）を学修するための基本となるものであり、4年次に直ちに卒業研究に取り組むにあたり、先行研究や関連分野の文献講読の時間にあて、卒業研究がより充実した完成度の高いものになることを目指している。

管理栄養士国家試験の受験対策としては、4年次の前期・後期に、「国試対策特別講座：管理栄養学特論」を開講し、管理栄養士専門基礎分野および専門分野の教員が担当するとともに、管理栄養士国家試験模擬試験を実施して実力向上を図っている。AO入試・指定校推薦入試により入学した学生は、しばしば受験に対する苦手意識が強く、その克服が困難な状況にあり国家試験合格率は良好とはいえない。

#### 【エビデンス集・データ編】

【表2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【表2-4】学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-5①】学生便覧（9ページ）

【資料F-5②】授業計画

【資料F-9】修文大学規程集（教務委員会規程）

### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

管理栄養士養成課程として、目的意識を明確にした教育を徹底することに対して更なる検討をすすめるとともに新しい教育体系を構築する必要がある。またキャリア教育を積極的にすすめ、学科への適応度を高め、社会のニーズに即した教育を展開して、より実践的な管理栄養士養成教育を目指すとともに、学修成果の水準を向上させることが必要である。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修および授業の支援については、平成 23 年度において概ね留意点を満たしているので、平成 24 年度においても、これまでの方針を継続する予定である。ただし、以下のいくつかの点で改善・向上方策が必要となっている。

学修支援および授業支援において、学習面での悩みを抱えている学生に対する支援である。現在の「学生相談室」の有効な活用とともに「学生支援委員会」を中心とした支援の充実による実施体制がとられるように検討が必要である。【表 2-12】【資料 F-5①】

また 4 年間を通しての個々の学生の力に応じた修学成果をあげるために、1 年次における「入門演習」、2 年次の「基礎演習」を導入して全体としての水準を向上させることが課題である。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-12】学生相談室、医務室等の利用状況

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-5①】学生便覧（33 ページ）

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については「修文大学学則」に則り、「修文大学試験規定」「学生便覧 教務関係・履修の手引き」に基づいて実施されている。

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位の認定は、各期 15 回の授業終了時後に定期試験期間を設けて実施している。不合格者には再試験を実施する。評価方法などは「学生便覧 教務関係・履修の手引き」に明記して周知している。授業への出席は、全授業時間数の 2/3 以上の出席者に受験資格が与えられている。各科目の成績は「修文大学試験規程」第 5 条「試験の成績」および、大学設置基準第 25 条の 2 および第 27 条を遵守している。【資料 F-5①】【資料 F-9】【表 2-6】

各科目の成績については以下のとおりとする。

- (1) 100 点を満点とし 60 点以上を合格とする。
- (2) 100 点以下 80 点以上を「A」と表記する。
- (3) 79 点以下 70 点以上を「B」と表記する。
- (4) 69 点以下 60 点以上を「C」と表記する。
- (5) 59 点以下を「D」と表記する。

進級要件については規定していないが、履修科目の履修指導の面から、学習に取組む熱意を図り学力の向上などをめざすようにしている。履修指導面からクラス担任制を中心に、教務委員会で検討され、教授会で審議している。

卒業要件は、「修文大学学則」第5節（卒業および学位）第35条、第36条、ならびに「学生便覧」に明示している。また定期試験成績発表時には、学生各自に、既得単位の確認を徹底して指導している。定期試験等の単位取得については学生には学期ごとに、保護者には学年ごとに通知している。【表2-7】【資料F-3】【資料F-5①】

また、卒業のための単位認定は、学部教授会において卒業要件として所定の単位数 124 単位を充足している学生に対して認定する。

##### 【エビデンス集・データ編】

###### 【表 2-6】成績評価基準

###### 【表 2-7】修得単位状況（前年度実績）

##### 【エビデンス集・資料編】

###### 【資料 F-3】修文大学学則（7 ページ）

###### 【資料 F-5①】学生便覧（12～17 ページ）

###### 【資料 F-9】修文大学規程集（試験規程）

## (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

毎年、前期・後期の開始時のオリエンテーションにおいて取得単位の確認のためにガイダンスおよび個別指導を実施し、履修科目を登録するために履修届を提出している。履修指導にあたっては、クラス担任が主となり教務課による指導と合わせて個別に適切な履修指導をしている。

進級制度はとくに設けていないが、各学年の進級時には、「臨地実習」、「専門演習」、「卒業論文」、国家試験対策に取り組むための、専門知識・技術が一定のレベルに達しているかを検証するために、単位の取得状況を確認している。平成23年度に第1期生が初めて国家試験を受験したが、結果は摃々しいものではなかった。

学生の理解度は、開学当初より指摘されたことであり、この間、教員の授業への取組みの姿勢や工夫、国家試験対策、学生へのきめ細かい個別指導等々、その対応や対策も実施されている。学生の理解度不足への対応に関しては、現行の教育課程、教育内容や教育方法、学生のニーズやレベルへの適合性などについて精査し、今後、教育課程と教育方法の改善のための方策が必要であると認識している。

## (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

管理栄養士の社会的な役割について実際の場をふまえて認識させることに努めている。一方、管理栄養士は社会状況に伴い変化する実態を適切に認識する必要がある。とくに昨今では、医療・介護制度の改訂により大きな変化を遂げている。こうした状況をふまえて、常に、社会的要請に応える必要があり、学科としては管理栄養士養成教育課程の再検討に取り組んでいる。

具体的には平成27年入学生からは、「新管理栄養士国家試験出題基準」に準拠して「応用栄養学」の開講学年の2年次への繰り上げ、「食品学」の2単位から4単位への単位増、「卒業論文」の単位化等々について改善を計画している。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学の進路支援は、学生一人ひとりの個性を尊重し、それぞれの適性を見極めながら、進路設計のアドバイス、相談を繰り返し行い、個人に適した進路の選択を支援することを目的としている。

また、それぞれが社会人として自立し「仕事と人生」をトータル的に実践できるよう個人のキャリア形成についてもアドバイスをし、そのための情報提供を行っている。そして、学部学科において修得する資格および専門知識を活かせる進路支援をしている。

進路支援体制は、教員で組織する「学生支援委員会」の下、事務組織である「就職課」が求人先と希望する学生の橋渡しとして求人紹介や就職に関する書類作成、面接指導等を行っている。

学生支援委員会は、学生の就職・進学に関する諸問題の検討と推進を図ることを目的としている。また、担任教員やゼミ教員とも学生の就職活動等の情報を共有し、共通の認識を持ちながら学生の進路支援を行っている。

キャリアガイダンスとしては、1 年前期からカリキュラムの中に「キャリアデザイン」という科目を入れ、入学時より進路支援を行っている。

就職課はキャリアガイダンスの企画・運営を通じ、学生の就職に対する認識を早い時期から植え付け、積極的に活動させることを目的としている。3 年次の 7 月より「就職セミナー」を実施しており、後期には「キャリアデザイン」の時間を利用し、合わせて 17 講座を行っている。セミナーの内容としては、「職業適性検査」に始まり「自己分析」「業界・職種研究」「人事担当者の講話」「就職関係書類の書き方」「内定した先輩の就職活動体験談」「新聞読み方講座」「面接対策」「一般常識(SPI)模擬試験」等を実施している。出席率は 75~80%である。さらに、3 年次後期に全学生と個人面談を行い個々の学生の希望調査や適性等の把握に努めている。進学については、希望する学生が若干であるため、就職課員が個々に指導・助言している。【資料 F-2】

就職相談室は 3 名の就職課員(全員専任職員)が常駐しており、学生の進路に関する相談、就職関係書類作成指導ならびに面接指導等を行っている。特に面接指導においては昨今の厳しい就職環境や面接試験の多様化、また、学生のコミュニケーション力不足を考慮しながら指導に力を入れている。就職相談室の環境としては、パソコンを利用した本学オリジナルの求人検索システムによる求人情報や過去の求人情報の検索や各企業・病院・施設等のパンフレット、地方の就職情報誌などが自由に閲覧できる。また、過去に企業を受験した学生の就職試験報告書等も自由に閲覧ができ学生の心強い情報源となっている。【表 2-9】

就職の手引書においては23年度までは市販のものを使用していたが、平成24年度より短期大学部と兼用のオリジナル版「Career Handbook」を作成し全学生に配付している。【資料2-5-3】

本学に届いた求人に関しては就職相談室にてすべて閲覧でき、それ以外にも希望職種・勤務希望地区ごとに振り分けて就職掲示板に掲示し、該当する学生にはリアルタイムに適宜メール配信で求人情報の提供を行っている。また、地域のハローワークとも連携し求人の確保に努めている。

学生の就職状況については、定期的に担任教員やゼミ教員に該当する学生の内定状況を報告し、情報の今日の共有を図り、未内定の学生への支援・指導に役立てている。

内定率は9割である。学生は病院・福祉施設・食品メーカー・給食会社等の専門分野に関わる就職先を希望しているが、一般企業と比較した専門職の採用人数の少なさや昨今の厳しい就職環境の影響により内定率の伸び悩みに苦慮している。また、新設大学のため従来からある同じ分野の大学に比べて病院・福祉施設・食品メーカーからの求人依頼が少ないのも本学が抱える課題である。【資料2-5-4】【資料2-2-1】

就職先の開拓としては前述した課題に対して毎年12月から1月にかけて70~80社程度ではあるが、病院・福祉施設・食品メーカー・給食会社・ドラッグストアーなど、栄養士採用のある企業・施設を対象とした求人依頼訪問を実施し求人先を開拓している。

また、23年度（24年3月卒業）に1回生が卒業したが、合わせて卒業生の就職先での近況調査も行っている。

#### 【エビデンス集・データ編】

【表2-9】就職相談室等の利用状況

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-2】大学案内（14ページ）

【資料2-2-1】ホームページ

【資料2-5-3】就職ガイドブック

【資料2-5-4】2012年度就職先一覧

### （3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

学生の進路支援の対策としては年々改善されてはいるが、まだやるべき事はたくさんある。

学生のニーズを調査把握し、「学生部」において具体的な支援策を確立しなくてはならない。また、4年間の教育課程との連動を視野に入れた進路支援を事務組織である「就職課」とともに策定し、各種の資格取得支援ならびに公務員試験対策講座なども整備していかなければならない。特に就職試験対策として多くの学生が苦手とする「SPI（適性検査）などの筆記試験対策講座」を教育カリキュラムとの兼ね合いもあるが、学生の基礎学力向上を目的とし今後対策を確立することが急務の課題である。

求人の確保については、新設大学のため学生のニーズ応えるだけの専門職の求人数は十分でない。併設の短期大学が以前設置していた食物栄養専攻時の栄養士に関する求人について今後も求人先の開拓を積極的に行っていきたい。

また、近年ウェブ上でのさまざまな「求人サイト」が立ち上がり、そのサイトを利用する企業が多くなってきている。そのため、多くの学生はそれぞれのサイトを利用して「企業訪問」の申込みをし、エントリーから試験までの手続をウェブサイト上で行っている。企業、学生にとって手軽な手続の手段であり、本学の学生のほとんどが利用している。しかし、就職相談室を介さないため「就職課」で学生の動きがつかめない状況も出てきている。企業より各種提出書類を求められた時点で「就職課」で手続をするため、その時点で初めてその学生の動きが把握できる。

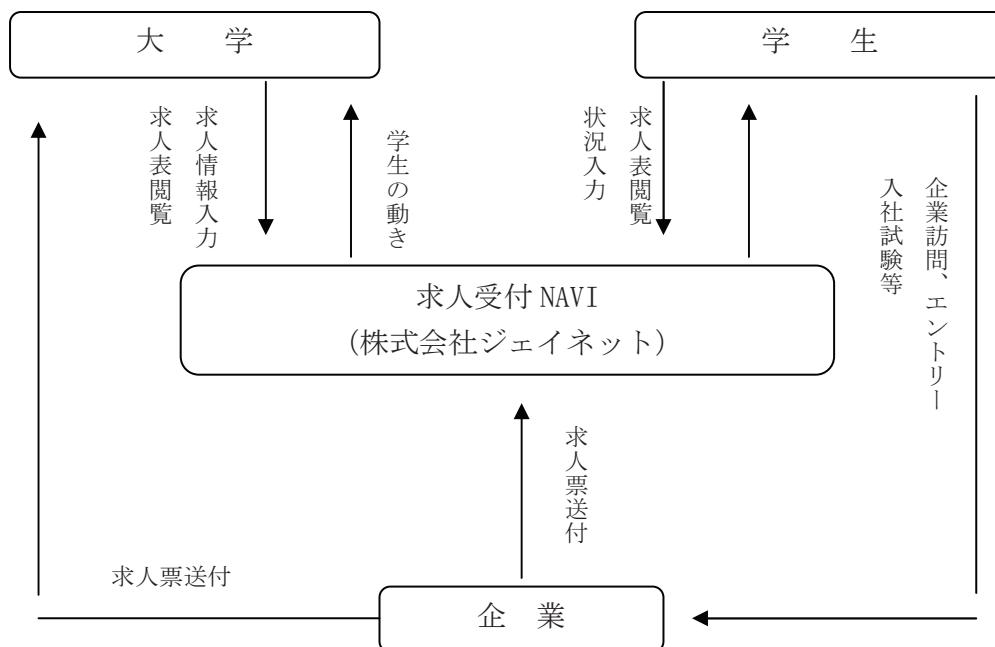
今後は、学生支援委員会等を通じて学生の個々の動向が掌握できるような改善策が必要であると思われる。

また、大学が共同参加して、求人票の受付から学生への公開までを効率よく行うためのサイト「求人受付 NAVI」を愛知県内のほとんどの大学が利用している。最近では企業も大学への求人を出さずに「求人受付 NAVI」に直接「求人票」を掲示する企業も増えている。

本学でも、平成 26 年度より運用を開始するように手続を始めた。このサイトの運用により、学生は自宅でもインターネット上で本学に提出された求人情報が閲覧できるようになる。求人情報が従来に増してリアルタイムに学生に開示されることになり、ユビキタスな環境が提供できる。学生へのサービスとして今後期待されるシステムである。(図 2-5-1) また、このサイトから学生は個人の活動状況が報告できるため、前述の「学生の活動の掌握」についての改善も期待ができる。

今後は、教員と就職課において学生個々の就職活動状況等の情報の共有化を強化し、よりきめ細かい学生の支援体制を確立していきたい。

〈図 2-5-1 求人 NAVI の概況〉



## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 『2-6 の視点』

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

管理栄養学科の専門知識をより深く身につけることを目指して3年次に「専門演習」を（各専門領域における研究動向を知るために先行研究を調べる）設けている。また、社会的活動の場等で活かすために4年次に「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」をおき、さらなるスキルアップを狙いとしている。

「卒業研究Ⅰ」の評価は、前期試験終了後における卒業研究中間発表（参加者は3年生全員出席を課す。1~2年生は自主的参加）をもって評価する。「卒業研究Ⅱ」は提出した卒業論文をもとに「卒業論文発表」をもって評価する。「卒業論文」の評価は、「卒業論文審査評価会」を開き、卒業論文の指導教員ならびに査読した副査2名の教員で評価される。

【資料 F-5②】

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育内容は、カリキュラムをより具体化して精選した内容をシラバスに示すとともに、それらの指導方法を教員各自が工夫をして改善を図ることに努める。

平成25年3月に第2期生の卒業生を送り出し、実社会での影響力発揮と真価が問われる機会の緒についたばかりである。これらの実績を蓄積して、さらなる管理栄養士養成教育を追求することに努める。

本学では基準2-8で後述するとおり、平成22年度から「学生による授業評価アンケート調査」を毎年2回実施している。アンケートの中では、授業に対する評価（シラバスの内容、授業内容、授業方法、教材の適切性、教員の講義技術、授業内容の難易度等）及び学生本人の受講姿勢（出席状況、予習・復習状況、授業態度、授業内容に対する関心度等）を問うとともに、自由記述（授業内容、授業方法についての良い点、改善してもらいたい点等）を求めている。このアンケート結果に基づいて、専任教員には集計したアンケート結果および自由記述の内容を伝え、それぞれに授業改善に努めている。

さらに、学部長・学科長に所属教員の評価結果を伝え、学科教員の指導を即している。全教員のアンケート結果はまとめたものを図書館で公開している。【資料 2-3-1】

今後は、平成25年度から公開授業を計画し、教員相互の授業方法について意見交換の場を設ける予定である。このような取り組みによって、授業及び学習指導を点検し、改善に向けたフィードバックに努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-5②】授業計画

【資料 2-3-2】授業評価アンケート

**(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）**

管理栄養士養成の教育課程は、現代社会の要請と建学の精神の具現化したものとしてとらえられる。教育課程は体系的に整備されつつある状況にあり、「管理栄養士学校指定規則」に則って基準を充実させる方向にある。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

##### (2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活全般に関わる学生支援サービス、厚生補導のため、学生を支援する教職員の組織である「学生支援委員会」は、学生部長を委員長として8名で構成されており、学生生活の充実と学生の福利厚生を目的として、様々な学生指導に関する施策等について企画・協議して、原案を作り、重要案件については教授会で承認を得て業務を遂行している。加えて、本学ではクラス担任制度があり、専任の教員が担任として配置されていて、学業に関すること、進路に関すること等、学生生活全般に関するサポートを行っている。【資料F-9】

学生支援サービス、厚生補導業務を遂行する事務組織には学生課があり、学生の自治組織である学生会（執行部、大学祭実行委員会、クラブ・同好会、選挙管理委員会など）のサポート、奨学金業務、保険業務、学生寮の管理、健康診断の実施、学生証、学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行などを行っている。

#### A. 課外活動支援

学生の自治組織である学生会の諸活動は、学生大会、新入生歓迎会、ボーリング大会、スポーツ大会、学生会誌の発行などである。これらの諸活動は、学生が中心となり企画・運営をしている。これらの諸活動に対し、学生支援委員会と学生課が窓口となり全面的に支援している。また、下部組織である大学祭実行委員会においても、大学祭支援委員会（9名で構成）及び学生課が窓口となり同様に支援をしている。【資料2-7-1】

クラブ、同好会については、現在9の運動系クラブ、10の文化系クラブ及び3の同好会があり、それぞれのクラブ、同好会には、教員が顧問を務めるなどして、指導・支援体制を整備している。また、各クラブには、前年度の活動状況に応じ、活動環境の整備や部費の支給等、学生課が窓口になり学生支援委員会や学生会と連携して適切に支援している。さらに全国大会レベルへの出場のクラブには、修文大学後援会より参加費及び交通費の一部支給等の支援もしている。【資料F-5①】【資料F-2】【資料2-2-1】【表2-14】

地域貢献ボランティア活動として、学生支援委員会、学生会が支援して「大江川クリーン作戦（平成24年11月10日（土））」（グラウンドワーク一宮実行委員会主催、一宮市共催）に参加し、地域の方々とともに街と川をきれいにする活動を毎年一回行っている。また、「交通死亡事故抑止出発式（平成24年11月9日（金））」（一宮警察署主催）、「自転車乗り方教室（平成25年3月25日（月）～29日（金））」（一宮市主催）に学生会委員の学生が参加し、地域の活動に貢献、学生支援委員会と学生課が支援している。

## B. 経済的支援

学生に対する経済的支援については、各種奨学金がある。

本学園独自の一宮女学園奨学金の制度があり、平成 24（2012）年度においては、7名の学生が一宮女学園奨学生として採用された。奨学金額は、年額 40 万円 3 名、年額 20 万円が 4 名であった。また、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生は、平成 24（2012）年度は、78 名であった。全学生の 34.7% が奨学金を利用することになる。また、学生課では、上記の奨学金制度及びその他の奨学金（あしなが奨学金、横山育英財団奨学金、交通遺児育英会等）について学生への紹介や説明等の支援を随時行っている。【表 2-13】【資料 F-5①】

## C. 健康支援

保健管理に関する専門的業務を担当する施設として医務室、学生相談室が設置されている。

医務室には校医と連携を図りながら看護師が勤務し、健康相談や保健指導を適切に行い、学内で発生した怪我や疾病については適宜応急処置を施している。

学生の健康管理では毎年 4 月に健康診断を実施し、24 年度は 212 名の学生に対し 211 名が受診した。また、健康診断結果報告後、要検査及び受診が必要な学生に対し健康管理の必要性に関して適切な対応を行っている。

臨地実習や教育実習等の学外実習に出る学生については、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の抗体検査をあらかじめ行い、抗体を持たない学生については予防接種を指導している。

これ以外の学生の諸問題についての相談にも、各関係課・クラス担当教員とプライバシーの保護に努め可能な限り学生の心身両面からの全面的なサポートに努め連携し適切な対応している。【表 2-12】【資料 F-5①】

## D. 学生相談

近年、心身に不安や悩みを抱える学生が増加傾向にある。そこで本学では、学生相談室を設置し、心身に不安や悩みを抱える学生が早めに相談できるよう、オリエンテーションや学内掲示板等で周知を図っている。また、内容によっては、医務室でも学生相談の対応をしている。

相談の内容に応じて、クラス担任の教員も含め、学生課、医務室、学生相談室がそれぞれ窓口となり適切に対応するとともに、教職員との連携強化に努めている。

学生相談室には健康や悩みに関する相談に対処すべく臨床心理士のカウンセラーが相談サポートを行っている。【表 2-12】【資料 F-5①】

## E. 生活支援

学生が安定した生活を送り、学業に専念できるように学校から徒歩 8 分の場所に学生寮（桃花寮＝女子寮）を設置している。寮には寮母を配置し、「修文大学寮規程」に基づいて生活指導を行っている。また、大学周辺のアパート等の紹介及び、学生向けのアルバイト情報も掲示して斡旋している。

24 年度より新たな取り組みとして、学生寮での団体生活における伝染性疾患及び罹患時における日常生活の注意事項などの講話を開催し、学内以外でも学生に対し心身の健康管理対応に努めるようにしている。【表 2-27】【資料 F-5①】【資料 F-9】【資料 2-2-1】

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望を汲み上げる仕組みとして、学生自治組織である「学生会」がある。「学生会」は、大学が承認したすべての学生団体が属しており、学生会の代表機関が「学生会執行委員」になり、学生の意見・要望を集約している。学生支援委員会委員及び学生課職員は、選挙で選出された6人の「学生会執行委員」(委員長1人、副委員長2人、書記1人、会計2人)および「会計監査」2人の支援に務め、定期的に行われる執行部定例会(毎週月曜日16:10~)に参加し、学生の意見や要望を聞き、対応をしている。平成24年度には、学生会からの要望であった、全学スポーツ大会を一宮市総合体育館において開催した。【資料F-5①】

### 【エビデンス集・データ編】

【表2-12】学生相談室、医務室等の利用状況

【表2-13】大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)

【表2-14】学生の課外活動への支援状況(前年度実績)

【表2-27】学生寮等の状況

### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-2】大学案内(69ページ)

【資料F-5①】学生便覧(26~29ページ、32~33ページ)

【資料F-9】修文大学規程集(学生支援委員会規程)

【資料2-2-1】ホームページ

【資料2-7-1】学生会組織図

## (3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

### A. 学生の意見・要望への対応

学生生活全般に対する学生の意見・要望については、「学生会」を中心とした学生団体の意見を汲み上げる仕組みがあるが、学生の個々のニーズや要望に関しては、まだ十分に把握できているとはいえないため、平成25年度に学生満足度調査を実施する予定である。

### B. 学生相談室と医務室

医務室に健康相談をする学生が多く、看護師に「こころの相談」をする学生が少なくなっている。今後は、学生相談室と医務室、学生課と連携を密にし、適格な学生支援ができる体制を構築することが課題とされる。

### C. 課外活動

修文大学は開学してまだ5年目である。クラブ、同好会活動の一層の活性化のための一環として、学生会誌の発行を平成24年度から始めたが、まだまだ不備な点が多い。見やすさ分かりやすさなど、今後内容の充実を図って、学生サービスに努めていきたい。

修文大学には、運動系の9つのクラブがあるが、そのうち体育館を使用する室内競技が、6クラブである。授業での体育館使用を除くと体育館の大きさも含め、現在、各クラブが使用できるのが週に1回ないし2回である。使用料の問題など経済的な課題はあるが、今後は近くにある一宮市の公共施設である産業体育館の定期的な利用を検討していく考えである。

平成 25 年度からは、学生会が中心となり、地域貢献ボランティア活動にさらに積極的に参加することを考えている。7 月には、「一宮七夕祭り」のボランティアや女性カルチャーサークル「チアフル・ママ」のイベントのボランティアに参加する予定である。こうした学生たちの活動を、学生支援委員会や学生課では、これまで以上に支援していくことを計画している。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 『2-8の視点』

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

#### (2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準と本学の目的とする管理栄養士養成に対応した教員の現員数は下表の通りであり、設置基準に適合した教員を配置している。【表 F-6】【表 2-15】【表 2-16】【表 2-17】

教員の現員数

	専任教員			助手
	教授	准教授	助教	
人数	13	2	2	5

##### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員組織は、本学の理念を具現化し、教育目標を達成することを編成方針としている。大学設置時において、文部科学省とは教員の資格の的確性を、厚生労働省とは管理栄養士養成における授業担当資格の的確性を協議して、教員組織を整えた。大学設置後、完成年次まで 4 年間に死去・健康上の理由により退職した教員 2 名と転出退職した教員 2 名が生じた。そのため、文部科学省、厚生労働省と資格の的確性を協議の上、新たに教授 2 名と助教 1 名を採用し、次年度には教授 1 名を採用することになっている。

FD 活動に関しては、すべての授業において学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、各講義の結果を授業担当教員に全授業の平均結果を添えてフィードバックし、授業改善に役立てている。また、FD 研修会を開催し、授業改善の方向性を全教員が考える場を提供している。今年度は、高等学校での学業成績（評定平均値）、入学試験の方式と入学後の学業成績との関連を調査し、入学前の状況に見合った教育方法を考案する必要性について共通理解を得ることができた。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-8-3】

教員の資質・能力向上のために、教員へは「科学研究費補助金」の申請、関係する学会、学内外の研究会への出席を勧めている。

また、本学では、毎年修文大学紀要を発行しているが、紀要は単に教員の研究成果の公

表のみを意味するものではない。投稿された論文等の原稿は、紀要委員会が指名する2名によって査読することにより、執筆者の資質の向上に寄与している。【資料2-6-5】【資料2-8-1】

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育の重要性はいうまでもない。そこで、教務委員会を中心とするカリキュラム検討会において、専門教育に偏りがちな管理栄養士養成課程の中で、効率的で充実した教養科目の設定について検討をしている。

#### 【エビデンス集・データ編】

【表F-6】全学の教員組織（学部等）

【表2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【表2-16】学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）

【表2-17】学部、学科の開設授業科目における専兼比率

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-3】授業評価アンケート

【資料2-6-5】2012年度研究紀要

【資料2-8-1】研究業績一覧

【資料2-8-3】修文大学FD活動について

### (3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

本年度は開学5年目となり、開学時の教員が漸次退職しなければならない時期になってきている。今後は、学外に広く有為な人材を求めるとともに、内部教員の昇格を含めて教育目的及び教育課程に対応した教員を確保し配置していく。

教員の採用、任用、昇格については、「修文大学教員資格審査委員会規程」に定められた「修文大学教員資格審査委員会」において最終学歴と学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担能力、社会貢献等の審査を通じて判定されることになっている。教員の採用、任用または昇任は、資格審査結果の理事長による承認を得て、教授会に報告の上、実施される。これまでの採用は大学完成年度前の欠員補充であったため、教員の資格審査は文部科学省の大学設置審議会の教員審査部会によって実施してきた。今後は、管理栄養士国家試験ガイドラインの変更に対応してカリキュラムを改定しつつ、あらたにカリキュラムに見合った教員を確保していく。その際、「修文大学教員資格審査委員会規程」に定められた規定に則って、教員の採用および昇格人事を実施していく。【資料F-9】【資料2-8-2】

教員の資質・能力向上のために、FD活動をさらに活発化していく。教員の教育の資質を高めるために、これまで実施してこなかった各教員の授業を公開し、授業研究を実施することを計画している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-9】修文大学規程集（修文大学教員資格審査委員会規程）

修文大学

【資料 2-8-2】教員評価書

**2-9 教育環境の整備****《2-9 の視点》****2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理****2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理****(1) 2-9 の自己判定**

基準項目 2-9 を満たしている。

**(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）****2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理**

本学の校地及び校舎については、大学設置基準に示されている教育目的達成のため、エビデンス集（データ編）に記載したように、校地、運動場、校舎、図書館等を適切に配置し、教育環境の向上に努めている。

また、校地・校舎は、大学設置基準上必要と定められた基準面積を確保し満たしている。

【表 2-18】【表 2-19】

〈校舎・校地の面積〉

区分	収容定員	校 地			校 舎		
		基準面積	現有面積	差 異	基準面積	現有面積	差 異
修文大学 健康栄養学部	320	3,200 .00 m <sup>2</sup>	31,826 .44 m <sup>2</sup>	28,626 .44 m <sup>2</sup>	4,561 .20 m <sup>2</sup>	19,479 .39 m <sup>2</sup>	14,918 .19 m <sup>2</sup>

〈屋外運動場〉

テニスコート、運動場がある。

〈屋内運動施設〉

大学敷地内に体育館を設置している。施設は、正課は教務課が管理し、課外活動においては学生課の管理のもと、必要に応じ活動等を行うことができる体制となっている。

〈校舎等〉

修文大学は修文大学短期大学部と、一宮市日光町 6 の同一敷地内に併設している。名鉄一宮・尾張一宮駅から徒歩約 15 分の距離であり、名古屋、岐阜に接した環境と立地条件に恵まれている。また、学生の通学に便宜を図るため、学園バスを運行している。

修文大学健康栄養学部のため、新たに建設された実験実習棟（9号館）は、平成 20(2008) 年に竣工した 5 階建ての建物であり、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に基づき、大量調理衛生施設マニュアルに沿った設備を導入し、1 階に調理学・食品加工実習室、給食経営管理実習室、2 階に栄養教育論・応用栄養学・公衆栄養学実習室、臨床栄養学実習室、3 階に基礎化学実験室、食品学・調理科学実験室、4 階に生化学実験室、食品衛生学実験室、5 階に解剖生理学実験室、動物実験施設を配置するとともに各実験室の

実験機器等の充実を図ってきた。

このような施設等を充実させるとともに、情報処理施設、語学学習施設、体育館及び大講義室等は併設されている修文大学短期大学部と一部共用するが、大学として必要な教員研究室、講義室等は専用で整備している。

学生の福利厚生の観点から、5号館1階にコンビニ及び学生ホールを配置、7号館1階及び2階には学生自習室を配置、5号館1階の学生ホール及び就職相談室には学生からの要望が高いコピー機を設置し、それぞれ、全学共通の施設として利用され、課外活動、及びコミュニケーションスペースとしての利用価値が高い。

屋外スペースには、季節感のある植栽を施し、ベンチや芝生を配置し、学生のコミュニケーション及び憩いの場として広く活用している。【資料F-2】【資料F-5①】

教育研究活動の目的を達成するため、施設設備等は「建築基準法」「消防法」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき、委託管理会社に維持、運用、管理を委託している。委託管理会社からは、日常点検、月例点検、及び年次点検の結果報告を受け、不備があれば現場検証し、専門家の相談も含め、協議・検討した上で改善に努めている。【資料2-9-1】

また、清掃活動については、管理会社に委託するとともに、教員・学生による教室・実験室等の自主的な清掃活動を行っている。

なお、事務職員による校内巡回点検を行いながら改善を行い、快適な教育研究の環境整備に努めている。

### 〈図書館〉

図書館は吉田記念館(7号館)2階、3階に位置した2層でできており、各層の移動は館内の階段を使って移動する。1層目に入り口、受付カウンターや、参考資料、視聴覚資料、雑誌類を、2層目に一般書籍を配架している。閲覧室の座席数はキャレル17席を含み155席を有し、1層目にはOPAC、e-ジャーナルやインターネット閲覧用として利用者PCを3台設置している。【表2-24】

現在は10万冊の収容を可能とし、閲覧室、書庫を合わせ、蔵書冊数81,345冊、定期刊行物158種（内国書134種、外国書24種）、電子ジャーナル2種を開架式で配架し、検索用パソコンを通じて閲覧できるようにしている。通常の書架上では安定しない大型資料、大型絵本、紙芝居等を別に専用コーナーを設け配架し、資料落下防止の面からも配慮している。

### 【表2-25】【資料2-9-2】

図書館運営については、図書館運営委員会で諮られ館長と司書を含めた館員によって行っている。開講期間中は、月曜日から金曜日8:30-19:30、土曜9:00-13:00を開館時間としている。また授業開講に合わせた開館を実施しているため祝日であっても授業がある日は、開館時間を短縮するが図書館も開いていることが周知されている。19:30閉館については学生等の要望に応じたもので、平成23年より19:00閉館、19:30閉館と延長し現在に至っている。18:00時以降はシルバー人材センターより派遣されたスタッフ2名が交替で出納等の業務を行っている。本学図書館は別棟でないため管理運営面で難しさがあり、一般利用者の利便を積極的に図っていない。しかし、学内での催事で来学者（オープンキャンパス、大学公開講座、高校からの来訪者）や卒業生、修文女子高校や附属一宮幼稚園の教職員などには開放をしている。【資料F-9】

資料収集については、第一に学部学科運営のための選書、第二に学生等からのリクエスト、第三に新刊書籍の選書を優先順位とし、広く知識・教養を授けることを目的に全ての分野を網羅し収集している。最重要としている学部運営に関する分野、共用校である学科運営に関する分野は、学科構成員となる教員から購入希望図書が選定され、図書館運営委員によって集書を判断、また、リクエスト、新刊書については館長が集書の判断をした後、それぞれ館員より発注されている。このほかに、文庫本や学内外で実施される検定試験の対策資料を複数冊提供し、学生等の読書、学習の支援を行っている。

例年、新入生オリエンテーションの中で図書館ガイドを実施し、図書館利用の案内を行っている。また、季刊刊行物として『図書館だより』を定期刊行している。平成25年3月現在19巻を数える。これは教員によるコラム、本学（短期大学部を含む）教員の執筆した書籍を中心とする書籍案内、そして本学の学生（短期大学部を含む）の推薦する書物の概要を記載した読書案内そして新刊図書案内、図書館開館カレンダーの構成からなっている。【資料F-5①】

## 2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

講義室、演習室、学生自習室及び学部の学生用実験・実習室の面積・規模等についてはエビデンス集（データ編）に記載したように適切に配置されている。

原則40人以内を基準としたクラス編成を行い、講義等は少人数によるきめ細かい教育を実施している。

また、実験・実習等については、専門の教科担当者に加えて助手を配置し、教育効果の向上に努めている。【表2-20】【表2-21】

### 【エビデンス集・データ編】

【表2-18】校地、校舎等の面積

【表2-19】教員研究室の概要

【表2-20】講義室、演習室、学生自習室等の概要

【表2-21】学部の学生用実験・実習室の面積・規模

【表2-24】図書、資料の所蔵数

【表2-25】学生閲覧室等

### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-2】大学案内（11～12、65ページ）

【資料F-5①】学生便覧（41～42ページ、81～87ページ）

【資料F-9】修文大学規程集（図書館運営委員会規程）

【資料2-9-1】耐震診断報告書

【資料2-9-2】図書館の利用について

## （3）2-9の改善・向上方策（将来計画）

### 〈教室等〉

本学における情報処理施設、語学学習施設は、近年のIT技術の発展に伴い、対応が求められている。授業や自習に利用されるコンピュータ教室の利便性向上と運用管理の効率化を

実現させるため、中長期的な視点で、現存のシステム、クライアントパソコンを見直し、シンクライアントシステム等の導入検討を行い、情報処理システムの再構築に努める予定である。特に学内いずれの場（特に演習室）からも無線 LAN の利用が可能となるべくその設備運用の充実を急ぎたい。

#### 〈図書館〉

学内には自由に飲食しながら歓談・自習が可能な施設が多く存在するのに対し、図書館では現在も継続して飲食禁止と、入館の際に手荷物の持ち込みを制限した利用を求めている。この煩わしさを改善するためにBDS（Book Detection System）の構築を考えている。

現在、10万冊収容能力を有する図書館ではあるが、蔵書の増加とともに徐々に書架の余力を失いつつある。資料保管のためにスペースを確保しなければならないと考える。このほか、グループ学習室やラーニングコモンズとなる施設を設置する等環境を見直し、図書館活性化に繋げたい。

長期的な計画として、尾張地域に在る健康栄養学部の大学図書館の役割として、この地域の生活を探る、食文化を中心とした養生衛生の郷土研究資材を収集する。それらは特別の財政ではなく、年間の資料費の中から長期に収集できるよう計画的に進めなければならない。また広く活用されるようそれらの調査研究、紹介展示ができるスタッフの養成も必要であると考える。また、地域に根付く大学図書館として、BDSを早期に装備して管理運営の効率化を図って、市民の図書館利用に協力できる体制を構築したい。

#### [基準2の自己評価]

建学の精神である、「国家・社会に貢献できる人材の育成」そして教育理念である「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」を遂行するため、健康栄養学部管理栄養学科では、より高度の専門的知識と技術を修得し、広く国民の健康保持増進のための栄養指導、医療におけるケア・マネジメント、食育基本法に基づく食育推進等を行える人材を養成するため、講義、実験実習、演習科目を配置し、それに伴う教育環境の向上に努めている。

本学は、クラス担任制を設け、きめ細かな修学指導及び課外活動指導を行っている。また、FD活動の一環として「授業評価アンケート」実施し、授業に反映させている。

管理栄養学科における専門実習を行う施設として実験実習棟（9号館）を整備しているが、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に基づいた大量調理衛生施設マニュアルに沿った設備を導入し、科学的に分析して、分析の結果決定した管理方法を実施して、実施した結果を記録できる体制を整えている。

実習を通じ、実際の危害要因について考慮し、製造過程管理について学ぶことは管理栄養士養成施設として、評価できる。

また、知の宝庫である図書館についても、開学以来、蔵書等整備を進めており、専門図書を中心に充実を図っていることが評価できる。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学園の経営に関しては「学校法人一宮女学園 寄附行為」に基づき、理事会を最高決定機関とし、諮問機関として評議員会が設置され、理事長が学校法人の代表者として執行業務を総理する。理事長の業務執行に関しては、理事会の決議のほかに、稟議規程、経理規程や諸規程に基づき実施されている。

理事会・評議員会は定期的に開催されている。監事の監査、監査法人による会計監査も適切に行われている。

経営の規律は保たれ、誠実に執行されており、維持・継続性に問題はない。【資料 F-1】

###### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

建学の精神に基づいた人材育成に、教学部門では学長を中心とする教授会が毎月定期的に開催され、審議の場が設けられている。

経営部門においては、理事会・評議員会が定期的に開催され、経営に関する事項について審議がされている。

###### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

学園の寄附行為や大学の学則、諸規程は学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に従って作成され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。各法令が定める届出事項も正確かつ、遅滞なく行なわれ、大学の運営は法令遵守の基に円滑に行っている。【表 3-2】

###### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境問題については、平成 12 年から 10 年間、環境に関する世界基準である

ISO14001 の認証登録をしていた。現在はその基準を維持し環境保全・安全に努力している。

人権については、「修文大学 就業規則」で規定されている。ハラスメント防止については、平成24年度に制定しハラスメント防止に、努めている。【資料F-9】【資料F-5①】

個人情報の取り扱いについては「学校法人一宮女学園 個人情報保護に関する規程」の規程を整備し対応している。【資料F-9】

公益通報についても「学校法人一宮女学園 公益通報に関する規程」の規程を整備し対応している。【資料F-9】

安全への配慮については、消防法に準じて毎年建物内の消防設備の定期点検を実施している。法人事務局・修文大学・修文大学短期大学部が同じ敷地内のため、合同の教職員で組織した「自衛消防隊組織」を作り、「自衛防火計画」を立てている。【資料3-1-2】

学生に対しては、「学生便覧」に避難経路を掲載し、災害時における学生の安全の確保に努めている。【資料F-5①】

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公開

教育情報は学校教育施行規則、財務情報は私立学校法に定められている情報をホームページで公開している。【表3-3】【表3-4】【資料2-2-1】

#### 【エビデンス集・データ編】

【表3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

【表3-3】教育研究活動等の情報の公表状況

【表3-4】財務情報の公表（前年度実績）

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-1】学校法人一宮女学園 寄付行為

【資料F-5①】学生便覧（39ページ、82～87ページ）

【資料F-9】修文大学規程集（セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程、

個人情報の保護に関する規程）

【資料F-9】学校法人一宮女学園規程集（公益情報に関する規程）

【資料2-2-1】ホームページ

【資料3-1-2】危機管理マニュアル

### （3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律や誠実性は、問題なく維持されている。今後も、環境保全や人権に対する配慮を忘れることなく、法令等の改正等は情報収集を密に行い注意深く取り組んで行く。

### 3-2 理事会の機能

#### 《3-2 の視点》

##### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

###### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

###### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は一宮女学園寄附行為第 15 条に任務・運営が規定されている。定例の理事会は 5 月、1 月、3 月に開催している。必要がある場合はその都度理事長が招集し開催している。前年度の 3 月に当年度の事業計画案、予算案が審議され、5 月には前年度の事業報告案、決算案が審議され、1 月には補正事業案、補正予算案、諸規程・学則改定案が審議される。5 月の理事会では事業報告案、決算案について監事から監査報告がなされ承認後、評議員会に報告している。【資料 3-2-1】

事業計画案・予算案（補正を含む）及び評議員諮問事項については理事会で慎重審議した後、評議員会に諮問し評議員会の同意を得た後、再度理事会を開催し最終議決としている。【資料 3-2-2】

理事の選任は寄附行為第 6 条に規定されている。常勤が 7 名、非常勤が 2 名である。設置する学校の所属長は全員理事に選任されており、所属する学校の責任者が責任を持った意見を活発に述べ、学外理事からも様々な意見をいただき、守りの体制ではなく、中長期先を見据えた決定ができる体制が整っている。【資料 F-9】【資料 3-2-3】

###### 【エビデンス集・資料編】

【資料 F-9】学校法人一宮女学園規程集（理事会会議規程）

【資料 3-2-1】理事会議事録

【資料 3-2-2】評議員会議事録

【資料 3-2-3】理事会出席状況

###### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く社会変化は著しい。このような状況の中では、法人の意思決定は適格に迅速に行なわなければならない。そのためにも、学内出身に偏らず、社会経験が豊かで、学園の運営に資する意見と見識をもたれた方々から構成されており、理事会は問題なく機能している。

平成 25 年 6 月に諸先輩の苦心談をまとめた一宮女学園誌、「地域に根付く教えここに(和氣康光著)」を発刊。「温故知新」の精神で全理事が認識を新たにしている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

修文大学学則第9条および修文大学教授会規程によって、教授会の構成、運営、審議事項について定められている。

教授会は、学長・教授・准教授及び専任講師で組織し、必要に応じて他の職員を加えている。また、教授会は学長が招集して、教育・研究の基本方針に関することなど審議事項を定め大学の運営にあたっている。特に、教務委員会・学生支援委員会・入試委員会・動物実験委員会・紀要編集委員会・FD委員会・倫理委員会・自己点検評価委員会、その他大学祭支援委員会・広報委員会・図書館運営委員会を置き、各委員会は、学部長始め教授が委員長となり各自の「委員会規程」に明記されている目的に沿って多角的に意見を聴取・検討して教授会への議案提出を図り審議を行って決定している。【資料 F-9】

したがって、大学全体の意見が反映された審議が行われることになり、学長は教授会において合意された意見を尊重して運営にあたるようになっている。

このように、意思決定組織については、規程が確立されており権限と責任が明確でありその機能も果たしている。

##### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、教授会で図られた審議事項について、学長が内容に不備があると思われる場合や論議が不十分と思われる場合は、委員会へ差し戻し、再度検討後改めて教授会に諮るよう指示している。必要に応じて、学長から直接委員会に案件を提示し、委員会を開催して十分検討した後、教授会に提出するよう指示が出される。

また、最終的意思決定が学長に一任された場合は、学長の決定に基づいて大学の運営がなされている。そして、学長は教授会で審議された重要な案件については、理事会に提案し承認されることになっており意思決定のしくみは明確になっている。その他、各委員会の審議内容および教授会の審議内容については、理事長・学園長、法人事務局長、学長、学部長、学科長、事務局長（兼教務課長）、事務局次長（兼就職課長）、総務課長（兼学生課長）、広報課長が構成員となっている報告会を毎月実施し、遅く理事長・学園長に報告することになっている。

このように学長は、教学の責任者として責務を果たすとともに業務遂行の責任者として大学の意思決定と業務遂行にリーダーシップを十分果たしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-9】修文大学規程集（教授会規程、各種委員会規程）

**(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）**

教授会は、大学の意思決定を図る機関であるが、教授会の運営を円滑にする組織として各種委員会がある。それぞれの機能役割が明確になっており、役割が重要となってくる。各委員会では、問題点を見出し、それを解決していく姿勢は評価できる。

今後も学長のリーダーシップが十分発揮できるようまた、本学の使命・目的が達成できるよう学部長、学科長始め各委員長は絶えずコミュニケーションを図りこの体制を維持継続していくことが肝要である。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

#### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事長が招集する月次報告会が毎月開催される。法人からは理事長、法人事務局長、大学からは学長、学部長、学科長、事務局長、事務次長及び課長で、開催された行事の報告と反省、今後の行事予定とその内容で発言は「無礼講」で行われ様々な意見が出され最終的に理事長が判断している。(大学は 1 学部)

この様に活発な意見交換がなされ、また、報告会資料は設置する他の部門の管理職にも配付され、相互チェックもされガバナンスの機能は保たれている。

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

大学では事務管理職のリーダーシップが重視される。各種団体が開催する研修会に継続的に参加することにより認識の刷新と、他大学との比較する分析力を高め、大学の更なる向上に努めている。

#### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門の関係は問題なく機能している。今後も学長を頂点とする教育運営組織の充実と法人組織との連携に努めていく。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 『3-5 の視点』

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

修文大学の組織については、「図 3-5-1」に明記したように学園全体を所管する法人事務局、大学と短期大学部の教育目的を達成するための管理運営をする事務局、図書館事務室、高等学校には事務室がある。また、効果的な執行体制を確保するため、それぞれに事務局長若しくは事務長を置き円滑な運営に当たっている。【資料 F-5①】【資料 F-9】

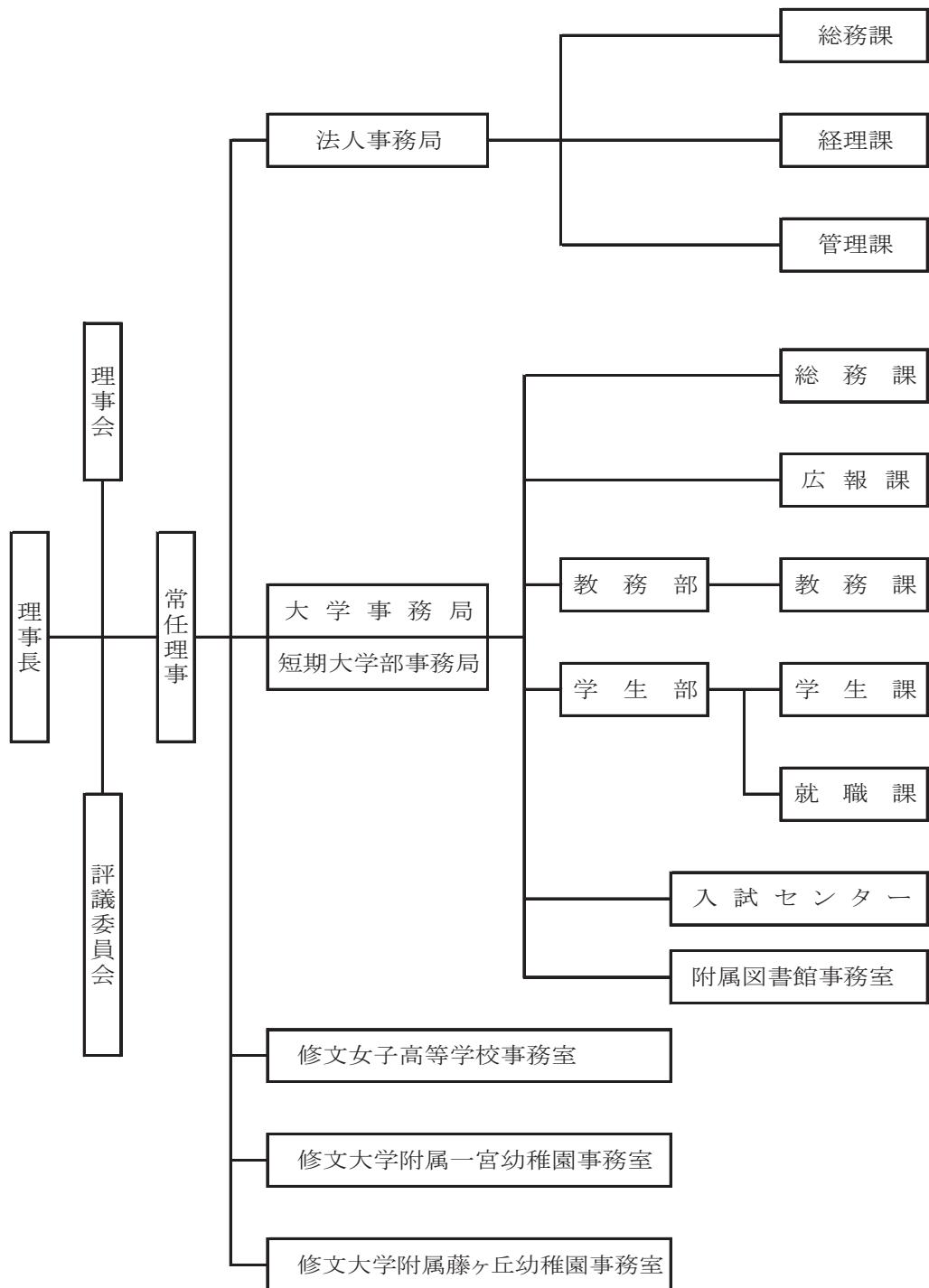
大学事務局においては、学生のより良い学生生活を送るため、総務課、教務課、学生課、就職課、広報課を置き、事務分掌等を適切に定め、円滑な運用ができるようバックアップ体制を確立している。なお、教務課は教務部長主導のもと、学生課及び就職課は学生部長主導のもと教職員が協働して教務関係、就職指導、学生生活などにおける学生支援体制を整えている。【資料 F-5①】【資料 F-9】

##### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学における職員の業務執行の管理体制は、学長・学部長・事務局長によって役職者・委員会等の構成員および委員長、その他短期大学部との統一委員会(大学祭支援委員会、広報委員会、図書館運営委員会)の構成員について決定している。また、その責任体制についても大学全教職員が出席する新年度打合せ会、その後実施する職員による新年度打合せ会で職員に明示している。

特に短期大学部と統一の委員会については、機能性を考えて大学と短期大学部にそれぞれ委員長および構成員を配置している。

〈図 3-5-1 学校法人一宮女学園事務組織図〉



### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

18歳人口が減少の一途をたどる中、これからの大に求められるものにはグローバル化や学生の質の保証などがある。また、建学の精神に基づいた大学固有の特徴を確立する必要がある。このためには、教員と協働して積極的に大学改革をしていかなければならない。それには、職員一人ひとりの資質・能力を向上させる必要がある。

本学では、職員の能力向上のために、各個人が毎年10%アップさせそれが集約されれば大きな力となることを認識し、中期計画の重要なテーマとしている。そこで、日々の業務の中で問題点を見出し、改善に努めるとともに学外研修には積極的に参加している。

特に、日本私立大学協会が主催する事務局長相当者研修会、学生生活指導主務者研修会、大学教務部課長相当者研修会、就職部課長相当者研修会、入試広報研修会に参加している。また、財務関係においては大学経理部課長相当者研修会に参加して、知識・技能の習得を図っている。【資料3-5-4】

また、本学園では教職員個々の能力アップと職務に対する取り組み姿勢の向上を目的に一年に2回人事考課を実施している。その結果は、賞与に反映させている。

この制度は、直属の上司が第一次考課者となり所属長が第二次考課者となって複数の目で業務評価を判定している。これにより日常の業務における取り組み姿勢や問題点を改善していくことや新たな目標、自己啓発へと繋げる機会となっている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料F-5①】学生便覧（4ページ、10～11ページ）

【資料F-9】学校法人一宮女学園規程集（組織規程、事務組織規程）

【資料F-9】修文大学規程集（事務分掌規程）

【資料3-5-4】研修会参加一覧

#### （3）3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上については、今後も学外研修に積極的に参加させ、学外研修に参加した事務職員においては、報告書の提出とともに所属する部署や委員会で報告を行い、情報や問題点などを共有することを継続して行っていく。

また、ここ数年新規採用者がいないが平成25年度には「新任職員研修会」の開催準備、職員個々の仕事上の改善点について報告書提出、大学主催の「職員学内研修会」を実施して職員の能力向上とともに組織力の向上を図っていく。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしていない。

#### (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 大学と学園

本学園は修文大学、修文大学短期大学部、修文女子高等学校、修文大学附属一宮幼稚園、修文大学附属藤ヶ丘幼稚園を設置している。

大学は開学し 5 年目であるが、開学後 3 年間学生募集が不調であったため、学園の収支に大きな影響が出ている。しかし 23 年度募集から当初計画通り定員確保できる状態になり、3 年遅れとなるが大学はバランスがとれた状態になると予測している。

計画した中長期的な計画は学生数確保が出来なかったことにより、適切な財務運営の確立を再度立ち上げ中である。

短期大学、高等学校、一宮幼稚園では募集が順調であり学園全体の収支は良くなると予測している。本部から離れた藤ヶ丘幼稚園は高齢化した団地内にあり募集活動が思うようにはかどっていない。しかし、藤ヶ丘幼稚園の消費支出超過は他の学校に影響するほどのものではない。

今後の中期財務計画として 5 カ年の学生・生徒・園児数の推移に基づいて積算した消費収支計画表を作成し適切な財務運営の確立を目指している。【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### A. 法人の財務の概要及び資産・負債の状況

平成 24 年度の消費収支における学生生徒納付金収入は、在籍数の増加により前年度より 1 億 155 万円増加した。補助金収入も大学の補助金が増え、これらの結果帰属収入は 19 億 8,219 万円となった。基本金組入額は 1,653 万円を組入れ、消費収入は 19 億 6,565 万円となった。

支出面では教育水準の維持向上を図る教育研究経費は前年度より 634 万円増の 4 億 3,708 万円、管理経費は電波障害対策費の計上で前年度より 642 万円増の 1 億 8,050 万円となった。結果、帰属収支差額は 1 億 1,190 万円の収入超過、消費収支差額は 9,537 万円の収入超過となった。

平成 25 年 3 月決算時点の法人全体の資産総額は約 94 億円であり、負債総額の約 20 億円を差し引いた正味資産は約 74 億円である。【表 3-5】【表 3-7】【表 3-8】【資料 2-2-1】  
【資料 3-7-3】

## B. 大学の校地・校舎の状況

大学の研究棟は独立しているが、他の校地・校舎等の施設は既設の修文大学短期大学部と共有している。基準面積等は大学設置基準第34条及び第35条の規定を満たしている。

【表2-18】

## C. 借入金の状況

学園全体の借入状況は、日本私立学校振興・共済事業団、市中金融機関、愛知県私学振興事業財団からの借入で、愛知県私学振興事業財団からの借入が約50%である。

これは愛知県の私立高校授業料軽減に関するもので私学振興の行政上の借入であり、償還に要する財源は愛知県から全額補填される。

日本私立学校振興・共済事業団、市中金融機関の償還は長期に設定され返済負担は少なく特段問題とならない水準である。元利金の年間返済額は安定し、懸念はない。

## D. 収支のバランスの状況

平成24年度の在学生は227名で総定員320名の71%であり、支出超過となっている。

【表3-6】

## 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学の現状では改善・向上方策は定員数の学生を確保することである。23年度から25年度は定員数を確保できており、平成26年度には帰属収支差額で収入超過となる見込である。

開学して間もないため大きな施設・設備の需要の少ない状況であり、消費収支差額においてもバランスがとれた状態になると予測している。

27年度以降で更なる施設・設備の充実のため、内部留保金を保持していきたい。

### 【エビデンス集・データ編】

【表2-18】校地、校舎等の面積

【表3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）

【表3-6】消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）

【表3-7】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）

【表3-8】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）

### 【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】ホームページ

【資料3-6-1】中期財務計画

【資料3-6-2】消費収支計画表

【資料3-7-2】平成25年度収支予算書

### 3-7 会計

#### «3-7 の視点»

##### 3-7-① 会計処理の適正な実施

##### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

#### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-7-① 会計処理の適正な実施

###### A. 会計処理の方法

会計処理方法は学校法人会計基準や当学園の経理規程等に準拠して、適正に実施している。会計処理上の疑問や判断が困難なものは、有限責任監査法人に属し本学園を担当する公認会計士等や本学園の監事等に隨時質問・相談し、回答・指導を受けて、対応・処理している。月次試算表を経理担当者が作成し法人事務局長に報告している。【資料 3-7-1】

###### B. 予算の補正

法人事務局より通知された予算編成方針は、学長が学部長、学科長、図書館長、事務局の教務課、就職課、広報課、総務課の責任者（以下予算責任者）へ編成を指示し、各予算責任者より大学事務局総務課に詳細な積算基礎により作成された事業運営予算要求書が提出される。同時に教員個人研究費についても研究経費予算要求書が提出される。

事務局長は、総務課に集計を指示し大学としての予算原案を作成する。その後、事務局長を中心とした役職者で各予算責任者からヒヤリングを繰り返し予算の承認、圧縮、削除を決定し、学長の決裁の後、法人事務局に提出される。法人事務局より再検討を指示された案件についてはこの流れを繰り返し検討される。その後評議員会・理事会の決済を受けている。

当学園の補正予算の編成は、12月末に法人事務局へ各学校より補正予算案が提出され、1月中旬に法人事務局にて補正予算案調整が行なわれ、1月末の理事会・評議員会において、補正事業計画案及び補正予算案が審議される。

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

###### A. 監査法人による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査、および私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査とともに、毎年滞りなく実施されている。

有限責任監査法人による監査は、監査日程表の通り実施されており、平成 24 年度は本部・大学を含め年間で延 18 日間にわたり行われた。監査法人の監査対象は、学園の個別の会計処理から始まって、補助活動収入、コンピュータのセキュリティ管理にいたるまで幅広く実施されている。

期中監査では収入項目（学生生徒納付金、補助金、その他）支出項目（人件費、教育経費管理経費他）資産、負債、基本金項目について確認し、期末監査においては期中監査の

内容に加え計算書類のチェックがなされている。【資料 3-7-4】

#### B. 監事の監査

当学園の監事による業務監査は、外部監事 2 名で実施されている。監事の職務としては、(1) 学校法人の財産の状況を監査すること、(2) 理事（理事長を含む）の業務執行の状況を監査すること、(3) 学校法人の財産の状況または理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁または評議員会に報告すること、(4) 報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、(5) 学校法人の財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること、と私立学校法に掲げられているが、その対象項目は、財務状況全般、理事の執行状況、学校の運営（教育研究活動・募集計画等）と様々であり、評議員会や理事会にも必ず出席し、公認会計士との相互の意見交換も実施している。監事による監査報告は、平成 24 年 5 月に開催された理事会・評議員会にて報告され、監査報告書に内容が明記されている。【資料 2-2-1】【資料 3-7-5】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】ホームページ

【資料 3-7-1】月次試算表

【資料 3-7-4】独立監査法人の監査報告書

【資料 3-7-5】監事監査報告書

#### (3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士及び監事との連絡を密にし、会計処理を適正に処理していく。

#### 「基準 3 の自己評価」

安定した経営の継続のために、当学園の最高決定機関である理事会のもとで、理事長・学長・教授会による継続的な経営努力がなされている。開設年度より 3 年は学生募集に苦しんだが、4 年目からは入学者数も増加し収支バランスもおおむね良好な状況になりつつある。

#### **基準4. 自己点検・評価**

##### **4-1 自己点検・評価の適切性**

###### **«4-1 の視点»**

###### **4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

###### **4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

###### **4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

###### **(1) 4-1 の自己判定**

基準項目 4-1 を満たしている。

###### **(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

###### **4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

学長を委員長とし、学部長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、紀要編集委員長、法人事務局長、大学事務局長からなる自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。この委員会では、それぞれの委員が担当する分野について自主的に問題点を調査し、調査結果を持ち寄って委員会で評価書を取りまとめている。日本高等教育評価機構が定める基準1~4の項目を網羅できるように評価項目を設定し、本学の使命・目的との対応を念頭において、点検・評価をしている。

###### **4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

上述のように自己点検・評価委員会は、本学の研究教育および管理運営に関わる組織の責任者から構成されており、日本高等教育評価機構が定める基準に示された項目について責任のある点検・評価が可能な委員会構成となっている。さらに、自己点検・評価に必要な資料の収集については、評価項目に關係の深い事務担当者の積極的な協力が得られる体制となっている。このように自己点検・評価に適切な体制になっている。

###### **4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

第1回の自己点検・評価書は平成22年度に作成された。本学が開学された20年度から大学完成年度である昨年度までは、多数の課題を処理する必要があったため、大学完成年度までの中間時期である平成22年度に自己点検・評価書を作成したものである。

今年度は、開学から昨年度までの本学の置かれた状況を総括しつつ、自己点検・評価書を作成している。次年度以降は、今年度の成果を踏まえて定期的に自己点検・評価書を作成していく計画となっている。

###### **(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）**

「学校教育法」による大学機関別認証評価の周期は7年以内と定められている。次年度の平成26年度、本学は開学7年目に当たるので、日本高等教育評価機構による評価を受ける。これに向けて、今年度の自己点検・評価を踏まえ、より緻密な自己点検・評価を実施する。さらに、平成27年度以降は、定期的に自己点検・評価が円滑に実施できるように、

体制を整えるとともに、重点となる点検項目を検討する。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### «4-2 の視点»

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 をおおむね満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本報告の本文中の図表、エビデンス集にあるように、各点検項目とも具体的な資料に基づいた点検・評価を実施している。評価書は、各検討機関である委員会委員長及び関係部署長が執筆し、自己点検・評価委員会において記載内容の妥当性についての検討を経てから印刷・発行している。

このように、本学ではエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を可能な限り試みた。しかし、自己点検・評価書の作成は、2回目であるため、点検項目の中には、十分に検討することができなかつた項目のあることも否定できない。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価報告書の執筆には、検討部署毎に現状把握のために実施した調査・データに基づいている。これらの内容は、報告書本文および資料集に記載されているとおりである。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

発行された自己点検・評価書は、学内では教員をはじめとして関係各部署に配布している。学外へは配布していないが、図書館に納めて自由に閲覧できるようにしている。

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本年度の「自己点検・評価」は、完成年度後としては初めて本格的に実施したものであり、自己点検・評価書に盛り込まれなかつた事項についても点検・評価を広げていく必要がある。また、評価書に記した項目の中には、記述の根拠となる資料等の内容が明確かつ十分とはいえないものも一部含まれていると思われる。したがって、エビデンスとなる資料についても、検討しなければならない。

今後、本評価書の中で、必ずしも十分と言えない項目について、検討を加えより明確化していく。また、大学生活における学生の満足度など現状把握のために新たな調査も加えて、さらに充実した評価を目指している。また、評価書の社会への公表については、公表すべき内容を精査するとともに、ホームページ等学外の人が容易に閲覧できる体制を整える。

### 4-3 自己点検・評価の有効性

#### 《4-3 の視点》

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

###### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 をおおむね満たしている。

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本年度の「自己点検・評価書」は、PDCA サイクルの出発点となる内容になっている。すなわち、本報告書では、これまでの教育研究、大学運営、地域貢献等について、エビデンスに基づいて到達点と課題を示したものである。

「自己点検・評価書」は、まず自己点検・評価委員会で検討され、次年度の検討課題が設定される。これらの課題は、教授会で審議され、次年度の教育・研究活動の課題として教職員間に共有されることになる。

自己点検・評価から設定された課題は、関連性の強い委員会や部局に委任されて解決の方針が審議され、可能な限り実行に移される。また、FD 研修会のテーマとしても取り上げ、全教職員参加の場でも論議され、教職員に周知されることになる。

以上のように、PDCA サイクルに即した自己点検・評価システムを構築し、課題解決に向けた実行体制を作りあげていく。

###### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本書は、大学完成後はじめて作成した自己点検・評価書である。そのため、これまで大学全体として、PDCA サイクルが円滑に実施される体制には至っていなかった。しかし、評価書の形はとっていないが、教授会、各種委員会において、その時々における状況を評価して課題を見つけ、改善のための検討・計画を実行してきている。このような教授会や委員会で PDCA サイクルの経験を活かしながら、本年度の「自己点検・評価」をもとに、大学全体として理事会、教授会、各種委員会、事務組織の職務と連携を明確にしながら、PDCA サイクルを円滑に進捗できる体制の整備を図っていく。その体制の中で、次年度は PDCA サイクルにのっとってさらなる課題の明確化とその実行を可能な限り実施する。

###### [基準 4 の自己評価]

本評価書は、大学の完成年度後に実施した自己点検・評価書である。そのため、部分的に実施されてきた PDCA サイクルを、大学全体としては、PDCA サイクルの実施体制の確立の出発点となるものとして評価できる。しかし、大学全体として PDCA サイクルの実施体制が未だ十分に確立されていない状況にある点で、十分とはいえない状況にある。

## IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

### 基準 A. 社会連携

#### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### «A-1 の視点»

###### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### A-1-② 地域の各種審議会・委員会への協力

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

本学は、教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供するように対応している。平成 24 年度に学外から要請のあった本学教員の社会的活動は、表に示したとおりであるが、大学が所在する一宮市に留まらず、全国に広がっている。

本学教員に対する派遣依頼機関と依頼事項（平成 24 年度）

教員名	依頼者	用務
池野武行教授	一宮市歯科医師会	歯の健康フェスタ
池野武行教授	修文大学附属一宮幼稚園	講演会「食の大切さ」講師
榮賢司教授	第 67 回国民体育大会	アーチェリー競技 DOS
榮賢司教授	全国研究教育栄養士協議会	東海・北陸ブロック研修会講師
伊藤要子教授	神奈川県藤沢市	『健康日本 21 推進藤沢大会』における講演会講師
伊藤要子教授	日本陸上競技連盟	チーム「日本」マルチサポート事業への協力
伊藤要子教授	一宮市教育委員会	体育事務担当者の資質向上研修会講師
平田和人教授	鈴鹿市教育委員会	中学校英語担当教員研修会講師
舟橋由美助教	尾西信用金庫・びしん中小企業支援センター	第 4 回一宮活性化プラン協議会
舟橋由美助教	一宮地方総合卸売市場地場野菜供給センター	「ぐりーりんぐ」春季編集会議
舟橋由美助教	一宮地方総合卸売市場地場野菜供給センター	「ぐりーりんぐ」秋季編集会議
佐喜眞未帆助教	愛知県立起工業高校	総合的な学習の時間講師

服部ゆみ子助手	一宮市	青年文化教室「ウィークエンド スイーツ」講師
---------	-----	---------------------------

一宮市および愛知県尾張地域に対しては、一宮市に所在する唯一の大学として積極的な貢献に努めている。その一つが市民大学公開講座である。毎年、一宮市教育委員会と共に短期大学部とともに市民大学公開講座を実施し、本学の特色である食と健康に関する内容を、開学後は毎年テーマを設定して4回の講義を行っている。本年度は「日常生活のなかの健康法」をテーマとし、2名の教授が講義を実施した。この公開講座には、毎年多数の市民が受講し、毎年受講者は延べ400名を超え、内容について多くの受講者が満足の意を表明している。【資料A-1-1】

一宮市市民大学公開講座のテーマと受講者数

	テーマ	受講者数
平成20年	生活を科学する	465名
平成21年	食生活を再考する	438名
平成22年	生活習慣病と食生活	450名
平成23年	食の安全を考える	433名
平成24年	日常生活の中の健康法	512名

また、いちい信用金庫がまとめている尾張地域の企業からの事業展開についての相談、特に食品加工や衛生問題に関する相談に応じている。本年度は下表のような14件の相談があり、そのうち2件については本学として対応した。

受付日	業種	相談事項
8月9日受付	こんにゃく製造業	こんにゃくを使ったレシピについての助言
	菓子類製造業	工場の衛生管理の仕方と効率アップに関する助言
	洋菓子製造販売	地場食材を利用した商品・高齢者向け商品の開発に関する助言
	たれ製造業	たれの付加価値を高めるための機能性に関する助言
	和菓子製造業	小豆・砂糖の機能性に関する情報提供
	団子製造業	衛生検査・米の冷凍保存に関する助言
	食品梱包業	香辛料の機能性に関する情報提供
9月21日受付	豆腐製造業	新商品開発に関する助言
	菓子類製造業	菓子類の低カロリー化に関する助言
	麵製造業	麵製品の企画開発・販売の専門分野に関する情報提供
	からし製造業	商品の劣化防止に関する助言

食品加工業	商品の殺菌処理に関する助言
パン製造業	パン製造時における科学的知識の提供

さらに、教員毎にテーマを設定して、愛知県を初めとする近県の高等学校に対して、出前授業の要望に応えられるようにしている。平成 25 年度は愛知県立起工業高校で実施している（前述、派遣依頼に関する表参照）。【資料 A-1-2、資料 A-1-3】

地域社会へのボランティア活動としては、前述（基準 2. 学修と教授 2-7 学生サービス①学生生活の安定のための支援 A 課外活動支援）のとおり、学生会の活動として「大江川クリーン作戦（平成 24 年 11 月 10 日（土））」（主催：グランドワーク一宮実行委員会）に参加し、地域の方々とともに市内中心部の街と川をきれいにする活動を毎年 1 回行っている。なお、「交通死亡事故抑止出発式（平成 24 年 11 月 9 日（金））」（主催：一宮警察署）、「自転車乗り方教室（平成 25 年 3 月 25 日（月）～29 日（金））」（主催：一宮市）にも学生会委員が参加し、地域活動に貢献した。

学生会以外の活動としては、市内北部を流れる木曽川に隣接した 138 タワーパークで毎年開催されている「いちのみやリバーサイドフェスティバル（平成 24 年 5 月 3 日（木）～5 日（土））」（主催：いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会）に学生有志が参加し、子どもたちへの廃材工作の指導をテーマとして『環境リサイクル工作』ブースを出展した。

### A-1-② 地域の各種審議会・委員会への協力

本学は、教員の専門的な知見を活かす役割を担って、地方自治体の設置する審議会・委員会の委員等に就任し、地域貢献を行っている。

主なものを挙げると次の通りである。

- ・一宮市生涯学習推進協議会
- ・一宮市廃棄物減量等推進審議会
- ・一宮市保育審議会
- ・一宮市公民館運営審議会
- ・一宮市男女共同参画推進懇話会
- ・一宮市教育委員会事務点検評価員
- ・江南市行政改革推進委員会
- ・江南市男女共同参画懇話会 等

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】市民大学公開講座

【資料 A-1-2】いちい信用金庫による相談項目一覧

【資料 A-1-3】出前講義題目一覧

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

市民大学公開講座は次年度以降も引き続き実施し、市民の食と健康に関する知的 requirement に

応えていく。講座の内容については、本年度受講生による評価を踏まえて改善の方向を検討していく。また、尾張地域をはじめとする企業からの相談については、本学教員の専門性と合致すれば積極的に対応していく。企業からの相談に対しては、専門的知識の提供だけでなく、企業の現場における実地指導や本学の研究施設を使った検討をも含めて対応していく。さらに、出前授業については、担当教員と講義題目の拡充を検討していく。このような計画によって、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を拡大していくたい。

#### **[基準Aの自己評価]**

本学は、一宮市に所在する唯一の大学として、市民大学公開講座をとおして食と健康に関する知識を積極的に市民へ啓蒙しているだけでなく、高校生を対象とする出前講義の形で本学の持つ知的財産の提供を企画している。また、一宮市およびその周辺に所在する企業からの相談にも応じており、地域の産業の発展に貢献している。このような形で大学の持つ人的・物的資源が提供されていることは評価できる。

## 基準B. 国際交流

### B-1 国際的視野を持った教育・研究体制

#### «B-1の視点»

##### B-1-① 留学生・在外研究者の受入、研究交流

##### B-1-① 留学生・在外研究者の受入、海外大学との提携・研究交流

経済のみならず知のグローバル化が進む現代の世界においては、大学には国際的な知的生産拠点としての役割が求められている。

本学における留学生の受入については、留学生に対する入学試験を設定して、積極的に受け入れようとしている。しかし、平成22年度入学試験に2名の受験者があったのみで、留学生の入学はまだ実現していない。

本学学生の留学については、管理栄養士養成課程の授業科目が海外での授業科目との互換性が認められていない。そのため、学生が海外留学した場合、4年間の在学で卒業することが困難である。このような事情から、本学学生についての外国留学制度については、さらに検討の必要がある。

研究交流については本学の歴史が浅いこともあって、海外大学との組織的な交流は進んでいない。教員の中には、ブルガリア共和国に関する研究を進めている者もいるが、対象国との個人的関係に留まっている。

#### [基準Bの自己評価]

国際的視野を持った教育・研究体制については、留学生の受入を除いて未整備な部分が多く、不十分な状態にある。今後は大学として、学生の留学制度、海外大学との提携などを含め組織的な体制を構築していく必要がある。

## V. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	学部の学生用実験・実習室の面積・規模	
【表 2-22】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-23】	その他の施設の概要	該当なし

【表 2-24】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-25】	学生閲覧室等	
【表 2-26】	情報センター等の状況	該当なし
【表 2-27】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

### 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	法人事務局
	学校法人一宮女学園 寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）【平成 25 年 5 月 1 日現在の物】	広報課
	修文大学 CAMPUS GUIDE 2013	
【資料 F-3】	修文大学学則	総務課
【資料 F-4】	① 平成 26 年度入学生対象 学生募集要項	広報課
	② 平成 26 年度入学生対象 学生募集要項（指定校）	
【資料 F-5】	① 学生便覧（平成 25 年度学生便覧）	学生課 教務課
	② 授業計画（平成 25 年度シラバス）	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	法人事務局
	平成 25 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	法人事務局
	平成 24 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	法人事務局
	学生便覧（平成 25 年度学生便覧）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	総務課
	学校法人一宮女学園規程集、修文大学規程集	

### 基準 1. 使命・目的等

# 修文大学

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性</b>		
【資料 1-2-1】	・カリキュラムポリシー (例) ホームページ等	教育課程・実施方針
【資料 1-2-2】	・アドミッションポリシー (例) ホームページ等	教育方針
【資料 1-2-3】	・ディプロマポリシー (例) ホームページ等	学位授与方針
【資料 1-2-4】	・修文大学 教授会議事録 (含資料)	
・	・	
<b>1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性</b>		
【資料 1-2-1】	・カリキュラムポリシー (例) ホームページ等	教育課程・実施方針
【資料 1-2-2】	・アドミッションポリシー (例) ホームページ等	教育方針
【資料 1-2-3】	・ディプロマポリシー (例) ホームページ等	学位授与方針
【資料 1-2-4】	・修文大学 教授会議事録 (含資料)	
・	・	
<b>1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性</b>		
【資料 1-3-1】	・学生便覧	
【資料 1-3-2】	・健康栄養学部のカリキュラムポリシー	教育課程・実施方針
【資料 1-3-3】	・健康栄養学部のディプロマポリシー	学位授与方針
・	・	
・	・	
<b>基準 2. 学修と教授</b>		
基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>2-1. 学生の受入れ</b>		
【資料 2-1-1】	・アドミッションポリシー	入試委員会
【資料 2-1-2】	・2012 年度入学試験実施状況について	入試委員会
【資料 2-1-3】	・2013 年度入学試験実施状況について	入試委員会
・	・	
・	・	
<b>2-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 2-2-1】	・ホームページ	教務委員会・教務課
【資料 2-2-2】	・健康栄養学部のカリキュラムポリシー	教務委員会・教務課
【資料 2-2-3】	・教育情報の公表 ホームページ	教務委員会・教務課
【資料 2-2-4】	・履修モデル	教務委員会・教務課
【資料 2-2-5】	・栄養士養成課程について	教務委員会・教務課
【資料 2-2-6】	・管理栄養士養成課程について	教務委員会・教務課
【資料 2-2-7】	・栄養教諭教職課程履修について	教務委員会・教務課

2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	・学生相談室について	学生課
【資料 2-3-2】	・授業評価アンケート	F D 委員会・教務課
【資料 2-3-3】	・修文大学 F D 活動について	F D 委員会・教務課
・	・	
・	・	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	・健康栄養学部のディプロマポリシー	教務委員会・教務課
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	・キャリアガイダンスについて	就職課
【資料 2-5-2】	・就職ガイダンスについて	就職課
【資料 2-5-3】	・就職ガイドブック	就職課
【資料 2-5-4】	・2012年度 就職先一覧	就職課
・	・	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	・履修の手引	教務委員会・教務課
【資料 2-6-2】	・履修カルテ	教務委員会・教務課
【資料 2-6-3】	・授業評価アンケート	F D 委員会・教務課
【資料 2-6-4】	・修文大学 F D 活動について	F D 委員会・教務課
【資料 2-6-5】	・2012年度 研究紀要	紀要委員会・教務課
【資料 2-6-1】	・履修の手引	教務委員会・教務課
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	・学生会組織図	学生課
【資料 2-7-2】	・学生相談室	学生課
【資料 2-7-3】	・医務室	学生課
【資料 2-7-4】	・学生寮（桃花寮）	学生課
・	・	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	・研究業績一覧	学部長・教務課
【資料 2-8-2】	・教員評価書	学部長・教務課
【資料 2-8-3】	・修文大学 F D 活動について	F D 委員会・教務課
【資料 2-8-4】	・帰属収入及び消費支出に対する教育研究経費の割合	法人事務局 経理課
・	・	

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	・耐震診断報告書	法人事務局 管理課
【資料 2-9-2】	・図書館の利用について	図書館
・	・	

## 基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	・個人情報保護	
【資料 3-1-2】	・危機管理マニュアル	
【資料 3-1-3】	・教育情報の公開	
【資料 3-1-4】	・財務情報の公開	
・	・	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	・理事会議事録	法人事務局
【資料 3-2-2】	・評議員会議事録	法人事務局
【資料 3-2-3】	・理事会出席状況	法人事務局
・	・	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	・学校法人一宮女学園組織図	法人事務局
【資料 3-3-2】	・修文大学組織図	法人事務局
・	・	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
・	・	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	・学校法人一宮女学園組織図	法人事務局
【資料 3-5-2】	・修文大学組織図	法人事務局
【資料 3-5-3】	・事務分掌	法人事務局
【資料 3-5-4】	・研修会参加一覧	大学 事務局長
・	・	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	・中期財務状況	法人事務局
【資料 3-6-2】	・消費収支計画表	法人事務局
・	・	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	・月次試算表	法人事務局
【資料 3-7-2】	・平成 25 年度収支予算書	法人事務局
【資料 3-7-3】	・平成 24 年度収支予算書	法人事務局

【資料 3-7-4】	・独立監査法人の監査報告書	法人事務局
【資料 3-7-5】	・監事監査報告書	法人事務局

## 基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
・	・	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	・ホームページ等による情報公開	
・	・	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	・ホームページ等による情報公開	
・	・	

## 基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	・市民大学公開講座	教務課
【資料 A-1-2】	・いちい信用金庫による相談項目一覧	広報課
【資料 A-1-3】	・出前講義題目一覧	広報課
・	・	

## 基準 B. 国際交流

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 国際的視野を持った教育・研究体制		